
平成31年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第8日)

平成31年3月20日(水曜日)

議事日程(第8号)

平成31年3月20日 午前9時01分開議

- 日程第1 報告第1号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第2 議案第32号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第33号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第34号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第5 議案第15号 吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第16号 吉賀町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第17号 吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第9 議案第22号 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第19号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第23号 平成31年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第24号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第15 議案第25号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第26号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第27号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第28号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第19 議案第29号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第30号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第31号 平成31年度吉賀町一般会計予算
- 日程第22 発議第1号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書(案)
- 日程第23 発議第2号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 発議第3号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 要望第2号 六日市医療技術専門学校の存続に向けてのお願い（要請書）
- 日程第26 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 議会委任による専決処分報告について
- 日程第2 議案第32号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第33号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第34号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第15号 吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第16号 吉賀町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第17号 吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第9 議案第22号 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第19号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第23号 平成31年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第24号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第15 議案第25号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第26号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第27号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第28号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第19 議案第29号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第30号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第31号 平成31年度吉賀町一般会計予算
- 日程第22 発議第1号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）
- 日程第23 発議第2号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24 発議第3号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例について

日程第25 要望第2号 六日市医療技術専門学校の存続に向けてのお願い（要請書）

日程第26 閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	栩木 昭典君	出納室長	中林知代枝君

午前9時01分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 報告第1号

○議長（安永 友行君） 日程第1、報告第1号議会委任による専決処分の報告についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。報告第1号議会委任による専決処分の報告についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成31年3月20日提出、吉賀町長、岩本一巳。

専決処分書でございます。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決する。平成31年3月4日、吉賀町長、岩本一巳。

記、1、損害賠償の額1万260円。2、損害賠償の相手方、吉賀町在住個人。3、事故の概要でございます。平成31年2月4日、午前7時20分ごろ、七日市コミュニティー消防センター、七日市946番地2。乾燥塔の消防用ホースが強風により外れ、隣家の窓ガラスを破損したものであるものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告は終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 消防のホースが外れたということですが、これは、上のほうが外れたのか、下のほうがとめているのが外れたのか、その確認をお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 下のほうが通常、綱でつないでおりますけれども、下が外れて、隣家のほうの窓ガラスを破損したということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） どの乾燥塔も、下のほうをロープ等でくくっているわけですが、この事件から、今のとめ方等についての消防団に対する指導等については、どのような形を行われたかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 後に、後日でございますけれども、消防団の本部会、それから幹部会がございましたので、その際に、注意喚起という形で皆さんにお知らせをしたところでございます。実際に具体的に締め方をどうかという、具体のところまではお伝えはしていませんけれど

も、以後注意をするようにというふうな伝達を行っているということでございます。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

○議員（11番 藤升 正夫君） はい。

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

なお、本案は報告をもって終了します。

日程第2. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第32号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第32号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、吉賀町過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）でございます。を別紙のとおり変更するので、議会の議決を求める。平成31年3月20日提出、吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管しております企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼いたします。それでは、議案第32号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明をいたします。

この議案は、過疎地域自立促進法の規定により、市町村計画を変更する場合に議会の議決を求めるものでございます。

なお、本計画は平成28年度から平成32年度までの5カ年の計画となっております。議会におかれましては、平成28年3月に議決をいただいているものでございます。

では、変更の内容について説明させていただきます。

参考資料の1ページをごらんください。この資料につきましては、過疎地域自立促進計画変更に基づきまして、県への協議に使用したものでございます。

今回の変更の内容につきましては、事業内容の変更及び新規事業の追加に伴うものでございます。

表の左から、区分、変更前、変更後の順に記載しております。変更後につきましては、文字の下にアンダーライン、下線をつけていますので、右側の変更後をごらんください。

まず、(1) 基盤整備に、そのうちの区分農業に、新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業を追加したものでございます。

その次にまいりまして、(7) 商業の共同利用施設に、「柿木地区町営駐車場整備」を「柿木地区町営駐車場他整備事業」に変更したものでございます。

続きまして、(1) 市町村道でございますが、月瀬1号線外7路線の追加をしたものでございます。

次のページにまいります。市町村道の橋梁のうち、「台橋維持補修」を「台橋架替」に変更したものでございます。そのほか、4橋梁の今回の追加をしたものでございます。

続きまして、生活環境整備、上水道でございますが、これまでは簡易水道施設として計画していたものを、上水道事業への変更に伴い、内容を変更したものでございます。

続きまして、防火水槽でございますが、「防火水槽」を「防火水槽等」、「等」をつけ加えたものでございます。

続きまして、今度高齢者福祉施設、老人ホームの中に「特別養護老人ホームみろく苑整備事業」を追加、同じく(3) 自体を追加しまして、児童福祉施設保育所で「双葉保育所の改良補助」を追加したものでございます。

なお、過疎地域自立促進法の規定による県との協議につきましては、3ページに異議ありませんとの回答をいただいているということで添付しておりますので、申し添えておきます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。8番、大庭議員。

○議員(8番 大庭 澄人君) 参考資料の1ページの真ん中の共同利用施設の事業内容で、変更後で「ほか」というのが新たに加わっていますが、その「ほか」というのを入れた理由ちゅうのがちょっとようわからんのですけど。

○議長(安永 友行君) 深川課長。

○企画課長(深川 仁志君) お答えいたします。

柿木地区町営駐車場、あの整備に伴いまして、公衆トイレの設置をする必要が生じたので、そのことにつきまして「ほか」という表現を入れたものでございます。

以上です。

○議長(安永 友行君) 8番、大庭議員。

○議員(8番 大庭 澄人君) 公衆トイレを新たに設置すること、そのみちゅう意味で、理解でよろしいんですか。

○議長(安永 友行君) 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

平成30年度事業でトイレの新規設置を行っておりますので、そのために入れております。

また、今後いろいろ附帯する事業がございましたら、今は想定しておりませんが、ある場合というものも含めまして「ほか」ということを入れております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ということは、今後このほかということで拡大するというのも可能性があるという理解ですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

拡大といいますか、現時点において想定しているものはございませんが、事業として公衆トイレを設置しましたので、「ほか」という文字を、失礼しました、「ほか」という言葉を入れたものでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今の答弁と、今の答弁の前の答弁とちょっと若干違うので理解に苦しむのですが、今後、何かいろんな分野で発生する可能性もあるので、前段の答弁では言われて、今は公衆トイレと言われたんですけども、そこ辺の違いがちょっとよう理解できんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 答弁が悪くて申しわけございません。現時点において想定しておるといいますか、平成30年度予算に計上して行ったところが、今公衆用トイレでございます。ほかがか全く何もないかあるかと言われたら、現在のところ計画にはございませんが、もし生じた場合は、また予算計上なりして議会のほうにお諮りしたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第32号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第33号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第33号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。平成31年3月20日提出、吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長からの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、議案第33号の吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

参考資料の最終ページをごらんください。この今回の議案につきましては、中原団地、表の中で現行のほうは206から213号の欄がありますが、これが取り壊しによってなくなったということ、それから、沢田団地、一番下のほうですが、301号から402号までの2棟4戸について追加したということでございます。

この部分につきましては、本年3月6日に竣工検査を終了し、引き渡しを受けた物件でありまして、今回提案させていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） これは、一番下のやつはふえたんですかいね。済いません。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

沢田団地301号から402号、4室について、2棟4戸なんですが、本年、済みません、30年度で建築いたしまして、増築されたということでもあります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第33号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第34号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第34号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,226万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年3月20日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料4,716万4,000円に367万4,000円を追加し、5,083万8,000円でございます。

これに伴います歳入合計2億2,858万8,000円に367万4,000円を追加し、2億3,226万2,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金2億2,034万5,000円に367万4,000円を追加し、2億2,401万9,000円でございます。

これに伴います歳出合計、2億2,858万8,000円に367万4,000円を追加し、2億3,226万に2,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。それでは、議案第34号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の5ページのほうからごらんをいただきたいと思います。後期高齢者医療の保険料でございます。先般、当初予算のときに説明させていただきました後期高齢者の保険料につきましては、特別徴収と普通徴収がございまして、その予算の計上につきましては、後期高齢者の広域連合のほうよりデータ等をいただきまして、それをもとに予算計上を行っておるところでございます。

30年度予算の特別徴収分については、ほぼ予算どおりというような状況でございますけれども、普通徴収につきまして、当初見込みより367万4,000円増額となる見込みとなりました。この部分につきましては、平成30年度に保険料の軽減措置の改正がございまして、この部分のこの改正によりまして、これまで軽減措置が適用されておられた方が適用されなくなったというような理由によりまして、このたびの普通徴収分について367万4,000円が増額になったというものでございます。

この部分について広域連合と協議をいたしましたところ、3月末までの分まで増額については、年度内の納付が求められるというような指導がございましたので、今回5ページにあります普通徴収保険料367万4,000円を歳入のほうで予算化させていただき、続きまして6ページのほうにございます、計上させていただきました歳入全額を後期高齢者広域連合への納付金というもので、歳出のほうでまた同額を予算化をさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の説明によりますと、今まで軽減措置で払わなかったのでよかったんじゃないかと、減免か何かあったものが、それがなくなったために367万4,000円徴収しなくてはならなくなったという説明ですが、大体何人分かというのと、後期高齢者ですので、結構御高齢の方がいると思いますが、その辺での徴収見込みというのはどんなのか、どういう予定かをお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

基本的に軽減措置でございますけれども、所得割の2割軽減というものが平成29年度までではございました。こちらが廃止されたことによりまして影響を受けた方々が194人。これは全体でございます。それから、非被用者保険の扶養、いわゆる74歳までは、社会保険等々の扶養になられておられた方が75歳に到達した場合に、要は、扶養から外れて、広域連合の後期高齢者医療のほうに移行されてくる、この方々については、軽減分として、従来7割部分が軽減されておったわけなんですけど、この部分について5割軽減、いわゆる軽減率が下がったというようなところで、そういったところの方々が、実際には、手元の資料によりますと、10人ぐらいおられるというような状況でございます。

そういったところで、徴収率のほうについてなんですけれども、大半の方が特別徴収というような形ではあるんですけども、普通徴収ということでございます。ここ5カ年のところの平均を見ますと、ほぼ保険料の徴収率については99.87%ということで、一応今年度についても同様の徴収率等々で推移をしているということですので、今後年度末にかけて、また再度、保険料等々未納ある方については、いろいろと御訪問等をさせていただき、御理解をいただきながら保険料の完納のほうに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第34号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第15号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について

を行います。本議案については、地方自治法第117条の規定により、除斥対象となる議員がおられます。したがって、別紙表中の47番目にある仲の原地区集会所と他の51カ所の地区集会所を分けて審議します。

それでは、日程第5、議案第15号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてのうち、仲の原地区集会所以外の51カ所についてを議題とします。

本案については、質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は、この議案15号と、次にあります議案16号の指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

まず、地区集会所の指定管理についてですが、今までは、町の言うとおりに、維持管理費等、地域の自治会でそれぞれ負担しておりました。自治会の中には、国民年金のわずかな収入だけの方もおられ、その方にも公平な負担を求めてまいりました。

しかし、このたび、そうではない地域もあると、いわゆる、平等な扱いでないということが判明しました。これについて町長にしつこく質問いたしました。5年間の指定管理を変えないと。町長は、今から2年間で、行政と住民の負担について、そごのないようにしたいと、努力したいと言われますが、私は、今まで合併以来、もう既に15年たっておりますが、合併から二、三年ならまだその話はわかりませんが、もう15年もたっております。その中で、今までこれできていなかったということについて私たちも知らなかった問題もありますが、町長は、議会が認めたことだから、議会が議決されたことだからと言って、議会も認めたことによるいろんなことを遂行されます。だから、私は指定管理期間を2年間ということでもらいたいと申し述べておりますが、町長はあえて5年ということで、これを変更しようとしません。したがって、私はこの議案に反対して、2年間の間に確実に不公平のない扱いがどの地域でもできるようにしてもらいたい。そのためには、この議案を否決するのが正当であると思います。議員の皆さんも、私もそうですが、町民から付託されて議員になっております。町行政の悪いところ、正すべきところは正す、それが我々議員の使命だと思います。したがって、この指定管理については悪いと思っております。ですから、これは否決されて当然の議案だと思っておりますので、私は反対いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第15号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてのうち、仲の原地区集会所以外の5カ所についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

それでは、ここで先ほど述べました地方自治法第117条の規定により、2番、三浦議員は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

〔三浦浩明議員退場〕

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、議案第15号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてのうち、仲の原地区集会所についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 自治会館じゃなくて、集会所だけのあれなんですかね。地区集会所に関しては、同じ指定管理であって、指定管理料が出されていないというのがちょっとわからないんですけど、その説明をお願いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

地区集会所につきましては、これまでの説明でもありましたが、地区の要望により、各地区とお話をしながら建ててある、建設したと、地区の要望により建てたところがございます。その前提としまして、維持管理は地区で行うということでこれまで話を進めておりましたので、指定管理料を払っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっとさっぱり説明が理解できないんですけど、要は、維持管理料というのは、地区住民に今負担になっていますよね。受益者負担という理解でいいんか、よう

わからんですけど、そういう形になっていって、片や自治会館も、ちょっと今自治会館じゃないんですけど、今、同じ性格を持ちながら指定管理料が払われているという、その辺の違いのどこを説明してほしいと言うんですけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで全員協議会でありますとか、議案審議の中でお伝えをしたとおりでございます、柿木地区にあります地区集会所を含めて、全町全体の地区集会所の成り立ちと、それから、旧柿木エリアにあります5つの自治会館、これまでの歴史的背景が違うということ。もう一つは、先ほど担当課長申しましたように、地区集会所につきましては、そもそも地元の要望に基づいて建設をさせていただき、運営については、地元自治会のほうでというお話もございました。

それから、とりわけ自治会館につきましては、もともと旧柿木村のエリアの中では、公民館の分館として建設をされたということでございまして、御案内のとおり、通常の地区集会所とは非常に規模も違います。当然施設の規模が違いますと、設備の規模も違うというようなことで、やはり地区集会所と、今は使用の目的は非常に似通っているわけではございますが、やっぱり運営をするに当たっては、その建屋に応じたやはり均衡性を図るという意味においては、指定管理料ゼロと、結果的に自治会館につきましては、それぞれ年度間において、幾ばくかの指定管理料のお支払いをさせていただいておるということでございます。ですから、地区集会所、自治会館の歴史的背景が違うということと、建屋を含めた規模が大幅に違うということで、これまでそれぞれ5年間のスパンの中で、指定管理料のお支払いをさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 建屋、建物、面積が、大きさが違うということですかね。それと、もう一個、歴史的背景があると言われたんですけど、旧柿木村、合併前の柿木村のそういう意味で建設されたというのは理解できるんですけど、合併してからは、同じ町内で、どう言うんですかね、二分制というか、そういう制度があるちゅうこと自体が僕はちょっと理解できないんですよ。その辺の説明が願いたかったんですけど、多分同じ答弁になると思いますので、説明よろしいです。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第15号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてのうち、仲の原地区集会所についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

三浦議員の除斥を解きます。入場まで待ってください。

〔三浦浩明議員入場〕

日程第6. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第16号、「吉賀町自治会館の指定管理者の指定について」も、地方自治法第117条の規定により、除斥対象となる議員がおられます。

したがって、別紙表中の5番目にある木部谷・大野原自治会館と他の4カ所の自治会館は分けて審議します。

日程第6、議案第16号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてのうち、木部谷・大野原自治会館以外の4カ所についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 議案第16号、吉賀町自治会館の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論いたします。

集会所と自治会館で大きな利用目的の違いはなく、自治会館には指定管理料が支払われております。集会所には、指定管理料は支払われておりません。このような不公平が合併以来続いておりますが、今後、2年間をめぐり町長が3月13日の全員協議会において、地区集会所及び自治会館のあり方について内容を見直すという発言があり、これを信頼し、賛成討論といたします。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第16号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてのうち、木部谷・大野原自治会館以外の4カ所についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほども述べましたが、地方自治法第117条の規定により、10番、庭田議員は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

〔庭田英明議員退場〕

○議長（安永 友行君） それでは、日程第6、議案第16号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてのうち、木部谷・大野原自治会館についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第16号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてのうち、木部谷・大野原自治会館についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10番、庭田議員の入場を許します。

〔庭田英明議員入場〕

○議長（安永 友行君） ここで、10分間休憩します。

午前9時49分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第7. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第17号吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 第3条の（4）に、その他教育委員会が必要と認めるものというふうにうたっていますが、具体的には、わかれば教えていただきたいと思います。といいますのが、先日の一般質問で教育振興計画の中に出ております学校の適正な配置についてということの進捗状況の把握並びに見直しということに含まれるというふうに、教育長が答えられましたので、その他教育委員会が必要と認める中に、やはり地域の代表の方も入れるべきではないかと思ひまして、この質問をいたしました。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 御質問にお答えします。

第3条の組織で委員の構成等々が書いてあります。現在のところ確定しているわけじゃありません、現在想定している委員の構成というところで申し上げておきたいと思ひます。

まず、小中学校のそれぞれの代表者の方、それから小中学校の保護者、PTAのそれぞれの代表者の方、それから社会教育のほうで社会教育委員の会の代表、それから公民館、図書館、それから社会体育の関係団体から、それと教育委員会の事務局からというふうに、今のところ考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ということは、小中学校の保護者の方というのが今入っていると言われましたが、自治会とかはこの中には含まれないということですか。といいますのが、学校の正規の配置については、どうしても必ず話し合いの中で自治会の方からのいろんな御意見があるというふうに思われますし、また今でもそういう議論が出ておりますので、ちょっと拡大になるかもわかりませんが、私は正規な学校の配置を考える上には、やっぱり地域の方も必要と思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 一般質問のときも少し申し上げましたけども、今回の協議会につきましては、今までの進捗についての検証をしながら、その中でいろいろな御意見が出ればということで見直しを進めていきたいということをございまして、実際に見直しをするときには、今、議員が言われるような、もう少し広いところで御意見を聞く必要があるかとは思っております。

今、おっしゃられますように、確かに検証についてもそういったことも考えられるとは思ひの

で、今言いました12名以内ということになっておりますので、その辺の制限もある中ではございますけれども、全ての地域からというのなかなか難しいかとも思います。当然、学校教育、社会教育、PTAの関係者、当然、住民の方でございますので、その辺のバランスも考えて、必要であれば自治会長さんとかそういったところにも声を掛けることはできるというふうに思っていますので、今からちょっとその辺を含めて考えさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この協議会は、進捗状況を把握して、指導・助言をするということになっておりますが、そういう把握した結果とかを教育委員会に対してされるわけですか。その辺の報告とかいうのは公表されるんですか。そのあたりについてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） どういった分析をして、どういった報告になるかはわかりませんが、その内容を見て、逐一細かいところまでなかなか難しいかもしれませんが、まあ、報告書を、例えばどこかの公民館に置くとか、学校に置くとか、そういった形でも皆さんに見ていただくことは可能だと思います。

それと、その内容についてまとめたものを広報とかで出すことも可能だと思いますので、その辺の方法については、設置してみてどういった形のものが出てくるかわかりませんが、その内容を見て、公表できるように考えたというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第17号吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第18号吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定について

を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第18号吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第22号吉賀町蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第22号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第19号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、よろしいですか。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第19号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第20号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第20号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 2 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 2、議案第 2 1 号吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 2、議案第 2 1 号吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3. 議案第 2 3 号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第 1 3、議案第 2 3 号平成 3 1 年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 3、議案第 2 3 号平成 3 1 年度吉賀町水道事業会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第24号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第24号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 程第15、議案第25号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第25号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第26号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第26号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第27号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第27号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第18. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第28号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

なお、昨日の5番、中田議員の質疑に対しての答弁保留がありますので、栩木室長より回答をお願いします。栩木柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（栩木 昭典君） 昨日、5番議員さんのほうからいただきました質問で、落ち鮎への対策のことがございました。

現場のほうで管理をしております担当のほうに直ちに確認しましたところ、やっぱり貯水池のところに20ミリ、の幅が2センチの網がありまして、当然、ごみとかが中に入ってこないようになっております。そこからオーバーフローするところがございまして、そちらのほうから出ていくんで、もし仮に入ったとしても、そのままの形で出ていくということですので、特に対策はなくても問題はないということでした。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑は保留してありましたのでこれを許します。質疑はありありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第28号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第19. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第29号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算

を議題とします。

本案についても質疑を保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 6ページの歳入の件なんですけども、今年度の受益者負担金というのが、20万円の20戸予定をしておるんですけども、いわゆる、非常に加入率が低いということで、大変なんですけども。

結局、その加入率が低い、年々たっていくと、今の、全体でやっておる、広石にあります浄化設備が、いろいろ老朽化をしてくる。そうすると、今、加入しておられる方も人数が少ないと、今後、いろんなことで、税金負担というものが発生するということもあると思うんですよ。なぜかと申しますと、あそこは全体でいいますと、ずっと前の計画は、あれは六日市地区の最終処理場ということで沢田にしましたよね。七日市地区については、ずっと下って、真田、栈敷に持っていくという、汚水処理をですね。という計画でしたが、人口減少が大きい、そして、だんだん高齢化が始まったことで、加入率が下がってきたという状況ではあるんですが。

この辺について、やはり、住民の意識ももちろんなんですけども、やはり事業を行う執行部側のほうも、積極的な加入促進というものを図っていかなと、やれんと思うんです。ただ、相手の経済のこともありますし、状況がありますから、強要は難しいかとは思いますが、全体のことを考えると、やはりその辺も、ただ、こうして予算は、つい予定に20戸ですよということじゃなくして、やはりその辺も、加入促進ということで力を入れてほしいと思いますので、どういうふうな手立てと申しますか、計画を持っておられますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

加入を、促進をということでございます。昨日も説明をさせていただきましたけれども、ある一つの方法としましては、広報等で加入を促進、それから情報提供しながら、興味を引くような記事を載せながら、皆様に考えていただきたいということもございます。

抜本的な、この方法があるということは、なかなか私どもも持ってはおりませんけれども、加入につながるような形、例えば、昨日も申しましたけれども、イベント等において、そうしたブースを設けて、下水処理等に関する興味を持っていただくとか、そういったものも、今後、考えていけたらというふうに考えております。

繰り返しになって申しわけございませんけれども、抜本的な方法ではございませんけれども、加入促進に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それは、よくわかりました。

現在、過去にも合併浄化槽を設置するときに、補助金を、何分の1とかいただいて設置しておられる方がおられますよね。そういう方の、七日市地区でいいますと、何%ぐらいの加入率なんですかね、現在。大体は、もともと設置をするときに、「将来的に、そういう公共下水ができますから、加入はいただけますよね」ということでやったと思うんですよね、その負担助成を。その辺で、今、何%ぐらいですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 申しわけございません。今、その辺の具体的な数字を、私は承知しておりません。

ただ、エリアの中にありまして、合併浄化槽を補助等でいただきながら、それからつくっておられる方がいらっしゃいます。その方につきましては、3年を目途に切りかえていただくというお願いをしておるところでございまして、3年がたったら、今の、管理維持費というのを払っておりますけれども、それもなくなってしまうという形にしております。

ですから、自動的に、浄化槽を持っている方は、自分のところの浄化槽の接続を、切断をして、管につながだけで済みますので、大きな負担はかかってこないというふうに考えております。

ですから、そういったところで、助成は打ち切りながら、集合処理のほうへ加入していただくということで、お願いをしているという状況でございます。

大変申しわけございませんが、接続率については承知しておりません。申しわけございません。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 水道事業と関連して、この間、言いましたけど、下水がついて、多分、平成の頭だったと思うんですけど、40年、水道管で、経年劣化とかその辺のあたりの話になりますけど。下水道の場合も、もう10年、20年すると、やはりそういった時期が来ると思うんですよ。そういった場合、水道管を布設するよりは、保守の場合は高くつくのと、あと設備に関係してきますね。そのあたりは、10年後、20年後もそういう時期は来ると思うんですけど、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えさせていただきます。

下水道事業も水道事業と同じでございまして、全国的に、今後の加入率といいたいまいしょうか、維持の問題が大きな課題となっているという状況でございます。今、議員が言いましたとおりに、経過いたしました40年を超えたものについては、また更新をしていただかないとならないということになります。

現在、ストックといいたいまいしょうか、どういう状況にあるのかというのを、調査をしておるところでございまして、今後、またアセットマネジメント、つまりは、今後どういうふうに維持管理

をして、お金がどのくらいかかっていくのかというところの計算もしていくことになろうかと思っています。

それから、これは全国的な問題でございますけれども、下水道事業も、水道事業と同じに、「企業化をしていきなさい」という、そういう動きがございまして、これが35年ということがあります。「大きな施設においては、いいよ」というのは、これまでの流れでしたけれども、「小さい事業もそういった流れに沿って、今後、35年までに企業化をするように」ということになっておりますので、今後また、そういったものの大きな動きが、全国的にも発生してきようかと思っています。

水道のように、そういった企業化がいたしますと、やはり、今抱えているストック、つまりは資産がどのくらいあるのかという状況も計算をしないと、そういった複式簿記に移行できませんので、そういった部分も含めて、今後、明らかになってくるのではないかというふうに思っております。

これからの流れということで、御容赦いただきたいと思っておりますけれども、今後、そういった検討というのが、具体的に行わざるを得なくなるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 9番議員の、受益者負担金というか、加入者の勧誘をどのようにするかという、ちょっとこのことについて、もう一度お聞きしますが。

今、課長のほうで、広報等で募集するんだというようなお話でございましたけれども。この下水道事業も、年間に総予算が2億円程度の大きな予算かかっておりますが、それで、今後、40年たったらやりかえるというような問題から見て、どうも広報だけであると、ちょっと生ぬるいような気がするんですが。そうしないと、将来的にこの下水道事業っちゅうのが成り立たないというのは、結局、加入者がふえればいいんですが、どんどん先細りが、もう現実的に、今、入ってもやめる方もどんどん出てくるという状況であろうと思っておりますので。もう少し、例えば広報でやっても、見て、すっと横流しというような感じだろうと思うんですが。今、私、言いましたように、2億というような、人件費かなり入っておりますけれども歩いて、職員も。やっぱり、汗をかいて、この加入者の増加ということを目指していかないと、先細りになるような気がしますので、その辺のことを再度、決意表明ではないですが、しっかりしていただきたいと思っておりますので、一言よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

職員が歩いて、汗をかいてということでございます。決意表明ということでございますけれど

も、なかなか非常に難しい問題かなというふうにも考えております。

ただ、議員がおっしゃいますとおりに、加入を促進するということは、本当に重要な問題であると思っております。広報だけでは、なかなか広がらないということも、よく、重々こちらもわかっておるつもりではございますけれども、そういった中でも、興味を引いていただくような、そういった加入の促進の活動もさせていただいております。

歩くのを前提に、今後、具体的に何ができるのかということ、もう一度、建設水道課でも検討させていただいて、加入につなげられるような取り組みにしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第29号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 議案第30号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先日、お尋ねしたんですけど、加入率が、柿木82%、初見新田95.5%とあって、「その理由、原因はわかるか」とお尋ねしたら、「わからないし、今後も調べるつもりはない」と言われたんですけど、こういう姿勢であると、やはり未加入率っちゃうのは、今後、そのままで残ると思うんですけど、どうして調べるつもりがないのか、そこら辺のことを。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えさせていただきます。

昨日の回答では、「可能な限り調べさせていただきたい」という私の回答だったように考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

なかなか全ての数は少ないとは申しましても、いろいろな事情を持った方がいらっしゃるということでございますので、可能な限りそういった部分につきましては、調べさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 農業集落排水ができて、もう何年もたっております。その間で、なぜ加入しないんかちゅうのを、調べていないということ自体が問題であるので、そういう姿勢だから未加入者が——下水道事業にしても同じだと思うんですけど、この辺はちょっと改めるべきと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 今後、加入をしていただけるように、こちらとしても働きかけていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 説明いただいておりますが、8ページの上で、調査分析委託料で、老朽度合い等を、調査をするということで、430万円ありますが、これの対象となるものについて、もう一度御説明願います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 答弁させていただきたいと思います。

これにつきましては、機能診断をまずやってということでございます。今の施設の能力が、どのぐらいまでのところで老朽化しているのかというところを、調査をするということで、処理能力等々というふうに考えておりますけれども、全体の老朽度合いと申しましようか、施設の老朽度合いというものを調査するというふうに考えております。

詳細につきましては、いろいろな方法があるんだろうと思いますけれども、そういったことで、今後の施設の修繕等々に結びつけていくという事業でございますので、そういった、まず頭出しの調査と申しましようか、そういった調査を行うというふうな内容でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 施設のほうということで、2つの施設ということだと思いますが、下水管の状況については、今回は行わないというふうに受けとめていますが、配管自体の調

査というのは、必要であるか、ないかという点について、その点、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 配管でございますけれども、耐用年数40年ということで、硬質塩化ビニール管でございますので。そういった部分での経過年数といったものでも、十分に理解ができるんじゃないかというふうに考えております。

必要に応じて、そういった部分もあるようでしたら、今後、またそういった調査も必要かというふうに思いますけれども、それにつきましては、今後、どうやっていくかということもあわせて、検討の内容にはなろうかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第30号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前10時44分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第31号平成31年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。（「全部でいいでしょう」と呼ぶ者あり）全般、全部でいいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 一般質問でもやりましたが、少し議論、私の質問の仕方が悪かったんかもわかりませんが、納得できる答弁ではありませんでしたので、少し時間をいただきたいと思います。

94ページの防災無線のことです。2年かけて整備するというので、このたびは2億2,000万円の予算が出されております。そこで、資料に基づきまして質問していきますので、1つずつ明確にお答えをいただきたいと思います。

この資料の8ページに、参考資料、済みません。全協の資料ですね。1月31日の全協資料です。済みません。その中に、8ページの中に戸別受信機とIP告知の二重化がされており、およそ2倍の経費がかかるとあります。概算の工事費の一覧表が出ていないので、どういう比較をされておるんかわかりませんが、この今の携帯網通信の利用のほうはIP告知でやるという説明がありましたけど、この同報系も別に停電とか断線を同じ携帯通信網と同じレベルにするのであれば、この戸別受信機は要らないわけでありまして、二重投資にはならないと理解しておるんですけど、そこを説明をいただきたいと思います。

それと、総合的な判断ということで、判断で携帯通信網のシステムに決めたという説明がありましたけど、この総合的な判断というのはどういう判断なのかということ、まずその2点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず1つ目の二重化というものでございます。現状、IP告知端末、そして戸別受信機が各家々、もちろん設置されている家、していない家ございますけれども、その2つが各家に設置をされているということになっているかと思っております。

こういう意味で二重化という言葉を使わせていただいております。考え方といたしましては、これまでも説明をいたしましたとおり、戸別への伝達に関しては、その伝達の方法そのものは変わりますけれども、IP告知端末が全般的に各世帯に行きわたっているところから考えまして、これを使って伝達をするというふうに考えているというものでございます。

それから、2つ目です。総合的な判断ということで、これもまた繰り返しのようになって恐縮ですが、これまでいろいろ資料も提示させていただきながら、さまざまな観点から比較検討をさせていただいたということでございます。それらを、全般的に見渡した中での方針決定というところでございます。ただ、今まで、今までといいますか、さらにつけ加えるといいますと、少しちょっと直接的なお話にならんですけれども、ならない部分があるかもしれませんが、大きいところで申し上げますと、いわゆる公共施設、防災無線そうしたものも、言わば公共施設であるというふうなとらえもできるというふうに思います。

こうしたものを、今後どのように設備を整え、そして維持をしていくのかということも、一

つの検討項目にも入っております。さらに、これはお話をさせてもらいましたが、住民の皆さんのいわゆる生活様式の変化、生活環境の変化、そうしたものも幾らか、もちろんこれは予測というところにはなりますけれども、そうしたこともやっぱり見ていく必要があるんだろうというふうに思っています。

それから、当然設備ですから何年後かには耐用年数を超えて、また再更新というふうな状況が、また発生をしてくるというふうには考えられます。そうしたときに、今どのような方法をとっておくのが後年度の負担が抑えることができるのか。これも、そのときの技術の状況によって、なかなか予測の域を超えないところがございますけれども、そうしたところもまた検討をしてまいりました。このようなことを何度か繰り返させていただきながら、最終的に今回御提案申し上げている方式に決定をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の説明で、それだったら既にIP告知も、戸別受信機も設置されておるわけですので、ここに2倍の経費がかかるというのはどういうことかというのを聞いておるわけでありまして、全てがこういうふうなごまかしとはいいませんけど、曖昧な判断基準を迷わすような資料が提供されておるわけですので、聞いとるわけでありまして。

なぜ既に設置されておる、その設備が二重投資になるのかというのを、もう一度しっかりお答えいただきたいと思います。

それと、今総合的な判断ということで説明がありましたけど、私が聞いていますと全て予測の域を出ていない。将来的にということもありましたけど、この全協の資料の2月27日の資料の5ページに、拡張性、将来性についてというところがあります。ここを主に重視して判断されたんだろうと思いますけど、そうでないと信頼性とか、いろいろな面で遜色がむしろ同報系のほうがすぐれとる、防災無線としてはすぐれとるわけでありまして、既に防災無線の役目を越えたシステムを導入しとるんだろうとっております。

これは、津和野町と一緒にサンネットを活用してやればできることでありまして、しかもこの機能で決定的に違うのは相互通信ができないということだけでありまして、ここの防災メールとかいろいろなアプリは同報系でもできるちて、ここにきちっと資料が出とるわけですよ。

だから、いかにも将来的にこうしたらいいかという安易な考えで、例えば自治会の情報を流すとか何とかいうてますけど、まだきちっとした自主防災組織もできていない状態で、本当にこれだけのお金をつぎ込んで、しかも1社ですよ、これ。独占企業に、丸投げするわけでしょう。そんなことが許されると思いますか、今。そういう状態じゃないでしょう、今町の財政は。もうちょっときちっとした計画を立てるべきだと思いますよ。その二重、2倍の経費がかかるというの

はどういうことですか。それが1点。

それと、これも2月27日の全協の資料ですが、柿木の今、アナログの機械をデジタルに、34年までにしなければならないというのはこれは決まっておるわけですので、これをもろもろのほかの付帯設備は説明を受けていますのでわかりますけど、これを新スプリアス規格に適合するように改修をすれば、2億2,900万円で済むわけですよ。それをなぜしないんですか。しかも、ここに国の財政支援がない場合があるという曖昧な表記がありますけど、これ本当ですか、調べましたか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 二重化のまず御質問です。IP告知端末と戸別受信機、先ほど説明をいたしましたけれども、IP告知端末につきましては鹿足郡事務組合という津和野町と吉賀町とというエリアで配置されているというものでございます。吉賀町にとっても、これは一つの財産ということになってくるんだらうというふうに思っています。そして、それについて当然運営経費等々にかかるものということになってくるというふうに思っております。

一方、現状、防災無線で用いております戸別受信機、これも言わば町民の財産であって、これについてもトータルでいえば維持管理に経費がかかっていると、こういう状況があるというふうに思っております、ここの2つの機械が今導入されているという意味合いでの二重化という考え方でございます。

それから、基本的に携帯通信事業者さんの回線を利用するということになりますと、もちろんそこを使うということになれば、それなりにそこに制約が入るといいますか、議員さんがおっしゃられたようにそっちのほうにいろいろなものが流れていく、それは否定はするものではございませんけれども、実際にこれを設備を設置するだとかというには一定の競争といえますか、これは以前お答えしたとおりですけれども、そうしたものは一定の競争はあるというふうに見ておるところでございます。

それから、財政支援の関係です。もちろんこれも国の制度でございますので、現時点で示されているものを頼りにしながら、今回の資料にも記載したとおりの考え方でやっております。

それから、柿木エリアのみの更新費用についてお示しをさせていただいたところでございます。確かに、これだけをやれば今回はこの費用でおさまるということでございます。当然、柿木を更新かければ、これはまた以降10年近くは持つということにはなっていないと思いますが、一方で今度は旧六日市町エリアについては現在、導入から11年経過していると思います。また、数年後には今度はこちらの、こちらのというか、旧六日市町エリアの更新、これがまた必要になってくるというふうなことでございました。ここも議論のあったところです。

そこで、私どもとしては町内全域の更新をするのがいいのではないかとこのところでの結論に

至ったという、こういう経過があります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 若干の補足をさせていただきたい。補足になるかわかりませんが、補足をさせていただきたいと思えますけども、まず戸別受信機の件でございますけども、表現とすれば二重の経費、二重化というふうに書いてありますけども、防災無線のすぐれているところはやはり今のケーブルの断線とか、停電とか、そういうところに強いところだろうと思えます。IP告知端末を使うのであれば、やはりそれはもう防災無線よりか、今のいろいろな機能を考えたときには携帯網のほうが有利だろうというふうに思われます。

ですので、防災無線のいいところは、最大の長所はやはりそのケーブルの断線とか停電時、そういったところに強いということですので、ここはやはり告知端末は整備しないと防災無線の一番有利なところは発揮できないというふうに思えますので、そこはどうしても防災無線を整備するのであれば、やはり二重化という表現は悪いかもかもしれませんが、両方の機能が必要だろうというふうに思えます。

それから、1社というお話がございましたけども、確かに回線はもう固定の業者さんなんですけども、今回整備する中にも操作卓であるとか、いろんな機器整備がございます。これは、メーカーの指定がございませんので、防災無線ですとNECで、例えば操作卓がNECで、中継局は富士通というような整備は絶対できないんですけども、この携帯網ですと、その辺も可能になりますので、必ずしもだから応札が1社というふうに我々も考えておりませんで、業種を通信、電気通信という業種に限って、それで例えば中国管内ということで入札をかければ、複数の業者から応札があるものというふうに考えております。ですので、必ずしも1社ということにはならないんじゃないかというふうに思えます。

通信網は確かに1社なんですけども、機器はそういった意味でコンピューターの会社も1社じゃありませんので、複数の会社がありますので、その辺でどこを使うかというのはそれは業者さんのそれぞれのお得意先とかがあると思えますので、そういったことになろうかと思えます。

それから、柿木は通信網だけという話、これは先ほど総務課長が申したとおりでございますで、もう既にこちら六日市側の機械も今故障している部分がありますので、そういったことで今回は一緒に整備したほうがよろしいだろうということで、全体を整備する計画を立てさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） いろいろ述べられましたけど、基本的には入札といいましても、もうここにこの間の資料にありますように、心臓部分は決まっておるわけですので、実際の後の

工事費等が何かは分割して入札みたいな説明をされていますけど、結局分割というのは高くつく
と私は思っております。

ほかのメーカーがおるといいますけど、実際にここへ来られたのはNTTデータでしょう、こ
れを出されているのは。そうじゃないんですか。それは別として、今六日市の機器も壊れている
と申しましたが、果たして防災無線に町歌を流したり、そういう機能が本当に必要なのかとい
うことも、私は思うとるわけですよ。別にIPで、告知で流せばええことじゃないんですか。

それと、今の二重投資というのをいうとるのは、こっちの同報系と、同報系は今みたいにIP
告知と端末を使うと。しかし、こっちの携帯通信網は、ここにはっきりIP告知でやると書いて
ありますよね。公平じゃないんじゃないですか。だから、ここで二重投資が必要、二倍かかると
いう文言が出たんじゃないですか。違うんですか。

それじゃあ、同報系はIPと端末を置くということになれば、それではこっちの今度採用され
ようとしている携帯通信網のシステムも同報系と同じようにIP告知と戸別機器を置く計算で、
概算事業費が出るとるわけですか。同じ条件で同じ金額を示してくれんと、こちらはこういうふう
になるけど、こちらは違いという内容が全然わからんのですよ。何で判断するんですか。出た金
額だけでええ悪いを判断するんですか。それは、ちょっと税金を使う、その提示する側としても少
し無責任なやり方と思いますよ。それはいいとして、先般、済みませんね、議長。もう少し願
いします。

先般、一般質問で邑南町の例をちょっと出しました。課長もそれ御存じだったわけでありませ
よね。同報系と今のNTTの回線を使ったシステムを提案コンペでやっておられますよね。何か、
ニュース聞かれました。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の二重化といいますか、要するに告知端末、IP告知端末それ
から戸別受信機のお話でございませけれども、基本的にその方式が住民の皆さんへの情報伝達の
方式が変わります。現状、これは御存じのとおり防災無線から屋外拡声器あるいは戸別受信機で
各家々に設置してあるところに流れるというのは、これが基本的な形です。携帯通信網を活用
いたすこの方式ですけれども、一つはIP告知端末、これが各家に設置してある。ここから流れる
情報、IP告知端末、そして屋外拡声器は現状と同様に情報が流れていくという、こういうこと
でちょっと基本的な情報の伝達の流れについてお話をさせていただきました。

それから、邑南町です。今、邑南町さんのほうも検討されているということは承知はしてあり
ますが、実際にその中身についてはなかなかそれはお話いただけるような部分も、なかなかない
わけですし、邑南町さんのほうで果たして同報系の防災無線と携帯通信網を活用した、この二つ
の選択で話をされているかどうか、そこまでは承知はしておりません。

それから、実際にそれがどのような結果になったのかも承知はしておりません。ただし、ただしというか、先日お話したとおり邑南町さんいろいろなパターンというか、いろいろな方式を検討しておられる。その中に今回、こちら私どものほうで方針とさせていただいたのが、一つの方針として邑南町さんの協議のテーブルの上に乗っていると、こういうことでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 最後に、もう一点聞きます。先ほどの二重投資ということ聞いたのは、そういうことではなくて、こっちとこっち、概算事業費の見積もりとしてこちらは二つある、こちらは一つあるというのは、出てきた数字に差異が生まれるわけですよ。資料をもろろとるのは、今言われましたように携帯通信網を使ったシステムは、例えばスマホなり、携帯なり、それと屋外の拡声器といいますか、拡張機といいますか、そういうものと、サンネットのIP告知を使うと書いてあるわけですよ。それで、今の概算事業費を計算しとるわけでしょう。

それでこちらは今言われたように、既に設置しとるもんを変えにやいけんのでしょうか、戸別受信機ですよ。それを入れて、二重投資になると言われておるのでしょうか。それは、比較するときのやり方としてはフェアじゃないんじゃないかというのを言うわけですよ。こちらに戸別受信機を入れるんなら、こっちも入れて計算せんとおかしいんじゃないんですかというのを言うわけでありませう。

私が、なぜこんなことを言うかといいますと、何回も言いますように長野県の先進事例があるわけですよ。ここの長野県の各自治体の試算を見ても、とても町が説明するように携帯通信網を利用したシステムが安いというのは一言も、ランニングコストから何から比較して書いてないわけですよ。それは、あなたたちのお考えでしょうから、それはそれとしてとても住民に納得できるような説明じゃないと私は思っております。

それと、邑南町のことで。町のことを言っていていいか悪いかわかりませんが、今コンペ方式でやられて、金額まで言っていていいのか悪いかはわかりませんが、とても町民の納得を得られるような金額では、差異がですよ、金額ではなかったということで、同報系のパナソニックに決まっております。これ、私はちょっと邑南町には知り合いがおりますので、そこで仕入れた情報ですので、間違いないと思います。それでも、我が町はこの通信網を強引に進めるお考えでしょうけど、町民がとても納得できるような説明はできないと思いますよ。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 済みません。先ほど戸別受信機の話、繰り返しになるかもしれませんが、携帯網ですと、無線の戸別受信機から流すということは、これも技術的にできませんので、そのことはもうあり得ないということになるかと思っております。先ほど言いました防災無線

の同報系ですと、I P告知であろうと、無線の戸別受信機ですね、どちらからでも流せるということになろうかと思えます。

それで、先ほど言ったようにやはり防災無線はやはり音声を伝えるということが主の目的になりますので、そうするとやはり御家庭にケーブルの断線とか停電にも強い戸別受信機を置くというのが基本になろうかと思えます。ですので、携帯網ですともう受信機を置くということは、置いてこれ入らないので意味がありませんので、どうしても比較の段階ではそういった意味で公平でないと言われるかもしれませんが、それはいたし方ない部分だろうと思えます。そういったことで御理解をいただきたいと思えますけども、ですので事業費としてどうしても同報系をするのであれば、やはり戸別受信機の整備はこれはやはり欠かせないものであろうということに入れさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今答弁で、それでは今の携帯通信網のシステムを採用したとき、I P告知は断線のおそれがあるわけですね。断線のおそれがある。しかも、携帯も回線がパンクするなり、基地局が停電になったときの保障というのは24時間しかないわけですよ。つまり、今皆さんが選択しようとしているのは、住民の命を、安全を守るより危険なシステムを選択しようとしておるんじゃないんですか。

副町長が言われましたように、I Pは断線の危険性があるからもう放送が聞けないようになるわけですね。だから、戸別の告知端末を置くと。しかしこっちの携帯のほうは置かれんわけでしょう、技術的にもう。ということは、もう停電になったり断線したら、この伝達の方法はないようなるわけですね。それが、なぜ同報系が住民の命を救うのにいいかということ、無線でやるからええわけでしょう。そこを、ちょっと勉強してからこういう予算を出されたほうがええんじゃないです。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

まさにおっしゃるとおりでございます、一長一短という言葉も随分出てきましたけども、最大の長所は、防災無線の最大長所は先ほど来出しておるところでございます。携帯網ですと、今のよう告知端末は停電なり、断線ですと入らなくなります。もうそういったときには携帯網を使う以外に方法はございません。そういったところでの伝達ということになろうかと思えます。

あと、もう一点はやはり拡張性という部分も随分出てきましたけども、やはり一旦整備すると今後15年なり、20年なりこの機械を使うということになります。そうしたときに、やはりその辺を見据えて今回整備をしておくと、次の新しいものが出てきたときに対応がしやすくなるということもございまして、そうすると更新費用も今回のやると、次の更新費用も若干負担が軽く

なるというようなこともございまして、そういったところを複合的に判断させていただいたということでございますけれども、議員がおっしゃるようにやはり長所、短所があるのは事実でございます。

○議長（安永 友行君） ここで、5分ちょっと休憩します。

午前11時32分休憩

.....

午前11時39分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

31年度の吉賀町一般会計予算ですが、ただいま防災無線の庭田議員よりは5回ありました。その答弁について補足をしたいということなんで、赤松副町長のほうから説明をいたします。

○副町長（赤松 寿志君） まず1点、入札の件でございますけれども、機械ごとに分割という御指摘でございましたけれども、入札をすれば機器の整備、それから工事含めて一括で発注をしたいというふうに考えております。ですので、それで応札をされる方は1者というふうに私どもは想定しておりませんで、通信機器を取り扱っておる会社であればどちらでも入札は可能と思えますし、ケーブルテレビの整備に際にも複数の方の応札ございましたので、その辺は期待できるのではないかというふうに思っております。

それから、中継局の話がございましたけれども、停電の際のこともございましたが、確かに24時間というお話ございましたけれども、中継局はこれ防災無線も持っておるわけでございまして、そういったところが被災をされるということは、当然、どちらもあり得ることだろうと思えます。

それで、防災無線の場合ですと、町の持ち物ですので、修理も当然、町が行わなければなりません。一方で、携帯局ですと、そういった携帯局の持ち物ですので、携帯局が復旧に入ります。その辺でどちらが早いかというようなことも、その辺も当然考えるところはあろうかと思えますけれども、その辺も含めてやはり検討した結果ということで、御理解を賜りたいというふうに思えます。

○議長（安永 友行君） 質疑を再開します。質疑はありますか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） この防災行政無線システムということ自体で、町は災害をどういうふうに想定しているのかちゅうこと。私が思う災害は、東南海大地震を初め、地震あと台風、台風も近年すごく極端になってきて、30年ぐらい前ですが、30年たってないですけど、台風19号でこの辺多大な被害がありましたけど、台風の被害あるいは集中豪雨等があるんですけど、大災害になると、あと一つは阿蘇山が噴火すると、噴煙というのが飛んできますよね。特に向こうに、西からこっちへ、東のほうにほとんどが季節風というか風に流れてくるなど、こっちに飛

来する可能性は大であり、そういったことが想定されます。

そういった中で、大災害が起きると携帯通信網だと通信が集中しますよね、それで東北の大地震なんかでも通じなかった。あと阪神淡路でも通じなかったということがあるし、そこら辺で麻痺してしまうということと、災害による基地局といいますか、本部といいますか、それが機能しなくなる可能性がすごく高いと思うんです。

そこら辺で、通信できないのやったら何の意味もなさないので、そういった意味で、なぜこの携帯通信網のほうを選ばれるのか、あるいは基地局の破損でバッテリーで携帯のほうは24時間、あと同報系は72時間、約3日間その辺も持つ時間が違うということであるので、やはりそこら辺のところを、まず、第一に災害が起きた場合に発揮するシステムを選定すべきと思うんですね。そこら辺をちょっとひとつお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の御質問です。これまでの検討の中で、例えば被害想定という具体的な、例えば地震であったり、水害であったり、そうした具体の想定をしたというそういうところは行ってはおりません。

ですけれども、いわば想定していないというのは、当然、さまざまな災害の種類がございます。自然災害、その他の災害、そうしたものをどのようにこちらとしては防衛策をとるのかということで、基本的な考え方といたしましては、複数の情報伝達手段の確保というようにところに我々の考え方としたら、そちらのほうに至ったということです。さまざまな伝達手段を確保しておくことによって、どこかが途切れたときには、ほかのところがカバーできるというような、こうした選択がいいのではないかと、こういう考え方で行ってきたというところでございます。

それから2つ目です。これまでの全国各地で起こっている災害時によくお聞きすることの中に電話が繋がらない、つながりにくいという状況があったというのは、承知しております。

今、私どもが用いようとしておる、その方式ですけれども、いわゆる表現すると、閉域という閉ざれたこの中で使う情報伝達手段という、これが一つの考え方の基本的なコンセプトになっておりますので、その中ですと一般の通信の回線とは、また違ったエリアで周波数を用いるということになってまいります。こういう方式で情報伝達の手段を確保したいというこういう考え方でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） まず、第一に、災害を想定してないということがちょっと不思議な感じであります。それと、あと複数の伝達方式というのはようわからんですが、どういった複数の伝達方式なのかということと、あと周波数が違うという、その普通私どもが持っている携帯の周波数は一定であって、それで災害が起きると違う周波数で携帯が機能するという、そういう

理解でいいんですか。

それともう一個、携帯電話も発電所がやられると全くダメになりますよね、その辺も含めてどういうふうに思うのかちゅうこと。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほど私の説明の表現が適当ではなかったのかなと思います。災害の想定の話でありますけれども、当然、震災であったり、自然災害もございます。さまざまなその状況を考えながらこれは進めておりますので、その点は御理解いただければというふうに思います。

それから、複数の伝達手段というふうに申し上げました。これはこれまでも説明をいたしておりますとおりに、新しい方式で申し上げますと、IP告知端末を用いる伝達、それから各個人がお持ちでありましょ携帯電話を通じた伝達、それから屋外拡声器を通じた伝達、もちろん例えばテレビであったり、ラジオであったり、そうした別の伝達手段もあるかと思えます。

それから、特に携帯電話をお持ちでない方についての御質問もこれまでありました。そうしたことについては、まだそこまで具体のところには行きついてはおりませんが、今想定しておりますのは、例えばタブレットをそうした方々にお貸しをするだとか、そうした方法もとれるのかなというふうに思います。

さらに申し上げますと、今のは、いわばシステムを用いた機械を用いた方法でありますけれども、自主防災組織であったり、そうした組織がなくても地域の中で、要するに人から人への伝達、そうしたものも確保しながら有事の際といいますか、災害が起こったときには対応をしていく、そうした考え方で、これまで検討を進めてきたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 私のほうから2点ほどお答えさせていただきます。

実務の中で、過去に携帯電話の基地局の整備事業やっております。その中で、24時間というのがございますが、携帯電話の基地局というのは、御存じのとおりほぼ道路沿いにあります。近いところにあります、道路から行けるところに。

対応としましては24時間経過しないまでに、燃料を届けたり、いろいろすることが割と簡単にでいきますので、そういう意味で携帯電話の基地局が24時間たったから直ちに機能しなくなるというものではございませんということで、携帯基地局の整備をしております。逆に言いますと、今の防災無線の中継局は山の上でございますので、大災害があった場合、果たして72時間以内にそこに行けるかどうか、こういう比較も必要になってくるのではないかなと、今考えているところでございます。

もう一点、周波数につきましては、皆さん御存じのとおり、エリアメールというのが入ってま

います。要するに例えばJアラートが発動された場合にエリアメールというのが入ってまいります。これは、メーカー問わず一斉に入ってまいります。例えばこういう場でも一斉に鳴ります。これは完全に一般回線、いわゆる800メガヘルツとか2ギガヘルツとか言われていますが、その回線を利用した伝達ではなくて、別の周波数を利用した一斉伝達となっております。先ほど総務課長が言いましたように、この周波数につきましては、完全に閉ざされたものとなっております。災害時とかは、それ専用回線になりますので、一般回線が混み合う中で、なかなか違う周波数ですので一般回線には影響されないということもございます。

また、混み合うというのが、一般的に電話が通じなくなるというのを混み合うと言いますが、ちょっと我々もいろいろ勉強する中で、災害時にはやはりメール伝達がよかったという情報もありますので、申し添えておきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私が聞きたいのは、大元が故障した場合に、そこを聞いておるんです。大元が要は停電あるいは、固有名詞挙げて悪いんですけど、ドコモが機能しなくなった場合どうするのか、そこを聞いておるんです。その可能性は大災害では多分にあると思うんです。そこを考えているのかということと、また、その複数の伝達システムというのも大元がだめなら全く機能しなくなる。昔で言う、「のろし」あれが一番いいという、そういう感じになってきますよね、今は文明を利用しての伝達方式というのは全く機能しなくなるということを想定しておるのかということ、そこを聞きたいんです。わかりますか、聞いておる意味。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えをします。

庁舎のなかの設備も含めてだろうというふうにお伺いしたんですけども、これは防災無線同報系であっても同様なんですけども、完全に庁舎が崩壊するとか、そういうことになれば、それはもうどうしようもないと思いますけども、例えば停電ということであれば、当然、発電機等で対応していきますので、庁舎が停電になったから、それじゃ即、そいじゃ、伝達ができないかということにはならないかと思えます。庁舎の発電機等で対応して。（発言する者あり）大元というのはどっちですかいね。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 済みません。ちょっと大元の理解はちょっと認識違うようなんですけど、私の大元というのは、六日市の庁舎じゃなくて、ドコモやったらドコモの大元が機能しなくなる。携帯そのものがだめ、タブレットもだめ、あと停電による全ての機能がだめになる、そういうことを言うとするんですけども、可能性は十分ありますので、大災害のときは。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） それはもう明らかにだめです。それは防災無線でも一緒だろうと思います。大元がやられたらもうどうしようもありません。ですので、それはもうどうしようもないとしかお答えのしようがないと思うんですけど。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 防災無線機だったら私もアマチュア無線の免許持っておるんですけど、無線機だったらバッテリーで通信はできます。そういうバッテリー、要は発電機そういったものでできるということですか。この携帯システムではそういったものは無理と思うので、そこら辺を言うとするんですよ、最後です。

○議長（安永 友行君） 大庭議員、今のは、質疑はまだ尽きぬかと思しますので、昼から回答があればしていただくんで、ここで昼休み休憩にしますんで、御理解を。

休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

平成31年度吉賀町の一般会計予算、質疑が残っております。それでは、午前中の答弁残りについて赤松副町長のほうから答えてもらいます。赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 先ほどの8番議員の本社、本体やられたという部分ですけれども、具体的にどこをやられたということになるとちょっとわかりませんが、例えば東京の本社がやられたからちゅうて、ここが使えなくなるとは限らないと思うんですけども、それじゃ広島がやられたらだめなのかということとそこもちょっとわかりませんが、そういう可能性はあるということは事実だろうと思います。

ただ、回線が使える状態であれば、そこは双方向はできるということです。ただどういった場合で使えないかという、その辺まではちょっとわかりかねますので御勘弁願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私もいろいろ説明していただきましたが、ちょっとしっかりと把握できないんですけども、いわゆる、町内が約3,300ぐらい戸数があると思うんですけども、個別にまだ今使っている端末をつけていない家庭もあります。それはそれとして諸般の事情があるからやむを得ないかと思いますが、今度のこの携帯電話にそういう速報といいますか、キャッチできるようにするという事は、まず携帯を持っていない人もおられるし、 아이폰とか持っていない人もおられますし、高齢者、そういう人はなかなか使いこなすというのが、

四六時中、若い人は意外と24時間携帯しておるんです。だけど、高齢者というのは意外と自分の身に携帯していない方が多いかと思うんですが、そういうことが一つありますのと、それから県下でも、今、邑南町が比較検討中ということと、全国でまだまだこういうことをやった事例というのが恐らくないか、少ないんじゃないかと思うんですけれども、そういうことで柿木がアナログだからこっちのデータとあわせて改修するのに2億幾らとかかるということもありますが、今回の2億何ぼかけて2年間で5億円、6億円近くかけるということですが、それも地方債、いわゆる借金ですよ、70%。あとは、町民の税金、一般財源を使うんだろうと思うんですが、そこまでして急いでこの事業、今年度、31年度に上げてする必要性がどこにあるのかなということを懸念するんですけれども、その辺でこれは概算見積もりの当初予算ですから、あくまで見積もりだからしないことも往々にしてあるかと思いますが、このことについてもうちょっと研究して執行部のほうも、我々も住民の代表ですからわかりやすく軽易にできて利便性がよくてお金も少ないと、それでもうよそがやってこれがおくれとったけえって問題はないと思うんです。ほかの何か産業振興やらするような事業とは違いますから、その辺で一步踏みとどまってもうちょっと簡素にやる、経費がかからないというようなことを考えられないのかなのかどうかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず最初の高齢者の方、携帯電話をなかなか使いこなせないというふうなお話がありました。全員協議会の資料でもお示しをさせていただきましたけれども、今、町内のIP告知端末の設置状況、それから戸別受信器の設置状況、それぞれお示しをさせていただきました。ちょっと約の表現で申しわけないんですけれども、IP告知端末については3,000台、それから戸別受信器については約2,500ということでの設置状況ということになっております。

これも説明はいたしましたけれども、そうしますと戸別受信器を新たに更新をかけて、さらに各世帯に設置をしていただくということになりますと、今設置をされていない御家庭については新たな負担が発生はしてくるというふうなこともありました。これも今まで協議の中で検討して、そこで既に3,000台の設置状況を誇るIP告知端末を活用するのがよりよいのではないかとというふうな考え方をしたところでございます。

それから、邑南町のほかの自治体の話が出てまいりました。まさに今、恐らく全国ということになるでしょうけれども、設備の更新についていろいろな団体が事業を進めておられるところだろうというふうには思っております。また、これはほかの自治体さんの状況を見ながらということもあるんですけれども、この防災行政無線の一番当初の説明のときに申し上げましたけれども、いわゆる電波法の改正といいますか、もうその期限が迫っておりますので、なかなかほかの自治体さんが整備をした後にその状況を見ながらこちらもその後でということになります

と、新しい規格に対応する期限でありますけれども、平成34年11月30日までにこれを完了させなければならないという、こういう時間的な制約もあります。そうした状況もまた検討しながらこれまで進めてきたところでございます。

それから、最後に費用の関係が出てまいりました。実際に設備の整備、更新に係る費用、それからランニングコストといわれる維持管理に係る費用、それからまさにこれは先の話になるかと思っておりますけれども、いわゆる耐用年数経過後のまた新たな設備更新のときにここら辺まで考えながらまた協議を進めてきたという経過でございます。

○議員（9番 河村由美子君） 電波法の改正で期限は34年の11月30日ということは、要するに3年半ぐらい先まで期限があつて、極端な話、例えば34年の10月に着手してもいいんじゃないかなという気がするんですが、それまでに工事完了して使っておらんや、法律に適合せんということじゃないような気もするんですが、それと同時に今まで以上にランニングコストがかかるということと、携帯でそれを着信するというんかあれですが、そうすると単なる放っておつても携帯に自動で入ってくるんですか。それでなかったら自分がどこかへ契約せんと入らんやったら、そこで契約金というかそういう使用料というものが個人個人に発生することは起きないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 基本的なシステムの考え方といたしましては、今、いわゆる緊急速報メールといいますか、そうした情報についてはこちらからそれぞれの携帯に向かって流すということなので、それ自体で費用を御負担ということにはならないというふうに考えております。

○議員（9番 河村由美子君） 11月までせんにゃいけんの、着手される。

○議長（安永 友行君） ちょっと待って、期限がどうか言った。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 工事の完了をいつまでにとということなんですけれども、これにつきましては平成34年11月30日までに完了させなければなりませんので、ここから着手をするということにはなりませんので御理解いただければと思います。

○議員（9番 河村由美子君） 32年。

○総務課長（野村 幸二君） 34年です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の緊急の携帯通信網を使用するというので、基本的には町民100%普及するのがいいと思うんですが、しかもそれが今度は双方向でできるということになったときに、ちょっと観点は違いますが、今、独居老人の見守り隊というのを社協に依頼しておると思います。この独居老人の見守りが隣の津和野町では何かテレビをつけるとか、そしたら元気でいるんだとかいうような形になるとかいうようなことを聞いておりますが、それと同じよう

にこの緊急通信網を使って独居老人の見守りが容易にできるようなシステムというのは考えられませんか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） いわゆる拡張システムの範囲の中に入るものかというふうに思っております。機能的には今それをやるということには至っておりませんが、そうしたシステムを採用できるというふうにはなろうかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 災害は忘れたころにやってくるということがありますが、今の2年ぐらいしたら最新のハイテク技術をもって防災にということをございしょうけど、今そういう機器があるんですが、台風なんかは1週間ぐらい前から来るといって大体その間にできる場合がある。地震も最近はずぐ出る、これはちょっとわからないけど、一番身近な火災というのはやっぱり災害、その家が1軒焼ける、どんどん焼けていくような災害になると思います。今言いたいのは、今で私のところは聞こえない。何を言うちよるのかわけわからん、何やらぼそぼそ言いたいというぐらいしか聞こえんから、もし隣、またその隣が焼けてもわからないわけ。昼はわかります。夜、最近、火災があちこちあるんですが、特に火災で亡くなる人が多い。それもお年寄りが多い。ぐっすり寝ちよるからわからん。問題は、今ちゃんと聞こえるところもあるし、屋外の。聞こえないというところもあるんじゃないかと思うんですが、私のところはそこの辺ですが、聞こえんのです。防災無線、台所におればわかるけど、夜寝ておって、余り大きな家やのうても離れておりゃわからない。何かそれらの緊急的な対策がないものですか。あした起こるかも今夜起こるかもわからんです。その火災です、火災。台風ならもう大分前からわかるけど、火災の場合はわからないから。今のが聞こえんにやしょうがないと言われたら、どうにもならんやけど、誰か言うように補聴器のやつ、補聴器なんか要らない。とにかくその考えがあるかどうか。2年ほど待てというのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

現状の今聞こえないということですので、ちょっと調査はさせていただきたいとは思いますが、それで完全にできるかどうかわかりませんが、それと仮に音量を大きくすることが可能かどうかわかりませんが、音量を大きくすると今度は逆に近くの人がうるさいというような声も結構またそういった苦情が入ったりすることもあるんですけれども、とにかくできるかできないか、技術的なことは確かめたいと思います。

それから、2年後に、今回整備しますと範囲が広がりますので、そうすると今度は多分聞こえるようになるんじゃないかというのは思いますけれども、これはそれからの話ですから、現状が

どうかという御質問ですのでちょっととりあえず調査をさせていただかないと何とも言えないところがあると思いますので、そこからやらせていただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 調査を早くしてください。今夜起こるかもわかりません、実際。それと、今度その大きな声をしたら近隣のことがわからんから苦情が出る、それもあるかもわかりません。やかましくてやれん。だけど、緊急の場合は少々やかましゅうてもこらえてもらわんにゃ、そういうこと。わからないほうが大変。それで、私が考えるのはこの辺から300メートルぐらいしか聞こえないんだったら、そのもっと向こうへ、300メートルのところへつくりやええ、スピーカーを、今やれば大変ということかもわかりませんが、とにかく2年先ではもてないかもわからん。いや、2年全然何もないかもわからんけど、何遍も言うようにあした起こるか、あさってか、1カ月後か。2年以内に起こる可能性は多い。それで緊急的に何か対策を考えてくださいっっちゃうことなんです、考えますから2年ほど待てということかどっちな。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） とにかく調査して経費がどの程度要るかということもあるかと思えますし、例えばスピーカーの向きを変えて対応ができるのかどうなのか、その辺も含めてちょっと何とも調査してみないとはっきりしたことは申し上げられないと思うんですが、それで例えばスピーカーを1基増設するとか、それも経費の問題も当然あるんですけども、それもどれぐらいかかるかとかそういったことの上でちょっと判断をさせていただきたい、その調査結果を待っていただくように、しばらくお待ちいただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほど独居老人の見守りについては、拡張システムを使用すれば可能だという回答でしたが、ぜひともこの際、この緊急設備を整備するのに合わせて独居老人の見守りが容易にできる拡張システムを使えるような整備を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 今、今回予算に上げておる分には当然その試算はしていないので入っていないんですけども、それが今回のになるのか、あるいはその次期の整備になるのかちょっと今その辺はお答えできませんが、今回予算に計上しておる分には入っていません。ですので、またそれをやるということになれば、多分追加の予算も必要になってくると思いますので、その辺はまた議会のほうとも相談させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 防災以外でいいですか。済みません、36ページの005なんで

すが、ちょっと小さい金額で申しわけないんですが新宮住宅管理費というのがありますが、これは以前、消防官舎といわれておって現在は公営住宅になっているそのことでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 議員さん、今おっしゃられる施設でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この下に光熱水費というのが計上されておるんですが、去年はこれが全く計上されておりませんでした、ここは公営住宅であれば入居者が光熱費を負担するのが普通だと思うんですが、この光熱水費というのはどういうことでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 失礼しました。光熱水費としての予算計上の中身なんですけれども、外灯の電気料が入っているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 外灯というのはよくわかりました。2年前に消防官舎から公営住宅に変わったんですが、去年は予算に計上されていなかったんですが、ことは計上ということはどういうことなんでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） ちょっと休憩します。よう調査してから回答させます。

午後1時24分休憩

.....

午後1時33分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの答弁残りを野村総務課長のほうからさせていただきます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。先ほどの質問についてでございます。

30年度当初予算におきまして、修繕料ということで予算計上いたしております。この中に、光熱水費に関しては含めて予算計上をいたしておったということでございます。

それで、31年度の当初予算においては表現を正確にしたといったところで、光熱水費、修繕料、それから、施設設備保守委託料という、こういう計上をさせていただいております。

それから、光熱水費の内訳でございます。先ほど私、外灯の電気料というふうに申し上げました。さらに加えて水道料、空き室があった場合の水道料の部分もこの中に含まれるということで、補足させていただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 空き室の水道料金もこの光熱水費に含まれるという、公営住宅の

水道料金を負担するというのがちょっとよくわからないんですが、ここは以前は消防職員のみが入る予定になっておったんですが、一般の方も入っているということで公営住宅にかわったんですが、現在の入居状況をちょっと教えていただけますか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 新宮住宅におきましては、世帯用が4戸、それから、単身用が4戸という、こういうつくりになってございます。

それで、申しわけありません。世帯用、単身用の区別がちょっと手元にないのであれですけれども。

済みません。ちょっと確認をさせていただければと思います。申しわけないです。

○議長（安永 友行君） それなら、桜下議員、後ほど休憩を取ったときに調べさせて回答をさせますので、ほかの質問にさせていただきますので。

質疑を続行します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今のあれなんですけど、水道料と外灯代だけで8戸しかないのに、多分、空き室といっても基本料だけと思うので、8万円も出てくるという数字がおかしい。

あと、修繕料も5万円という、10万円以上だったら町が見るちゅうんじゃが、町の建物じゃけちゅう、そういう意味ですか。ちょっとその2点。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算の中身についてなんですけれども、先ほど私が申しあげました水道料の部分でございまして。

下水道料と、それから、水道料というのがございまして、まず、下水道料につきましては3,400円掛けることの6回分、それから、水道料につきましては、5,000円掛ける6回分、それぞれ、この光熱水費の中で計上させていただいておるところでございまして。

それから、修繕料5万円という部分でありますけれども、人の入れかえ等があったときに、幾らか手入れをしなければならないというケースもございまして。ただ、これにつきましては本人負担の部分もありますけれども、一方で町のほうが負担するというケース、そうしたものもありますので、幾らか個々には予算を計上させていただいておると、こういうものでございまして。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 101ページの小学校管理費のところ、ちょっと説明がありましたけれども、上から8番目、施設設備保守委託料で防火設備の法定点検ということで御説明がありましたが、もう少し内容についてと、それから、毎年やらなければいけないかということを含めて説明願います。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えいたします。

小学校管理費の施設設備の保守委託料の309万3,000円についてですが、これは町内5校あります小学校の各設備の保守等の委託料でございます。消防設備、それから、防火設備、そのほかに、電気設備、浄化槽、空調設備、そういったあらゆる施設の点検の委託料が含まれております。

ほとんどのものが毎年点検をしなければならないものというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 続いて、その下にあります小学校教育振興費で、複式学級の講師ということで嘱託職員の分が出ておりますが、このことについて詳しく御説明をください。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 小学校教育振興費の嘱託職員のことだろうと思います。

町長の施政方針にもありましたように、31年度から新たに学年別指導方式の複式学級となる小学校がございます。そちらに授業ができる非常勤講師を配置して、授業のできる環境を整えるというものでございます。

それで、複式学級の指導の方法につきましては、各県によって多少異なるようでございますが、島根県におきましてはAB年度方式というものを採用されています。これは、小学校の1年生から6年生までの6年間で1、2年の低学年、3、4年の中学年、5、6年の高学年と3つのまとまりにします。それぞれ2学年分の内容を2年間で指導をするというものでございます。一部、算数とかはそういうわけにはいかないようでございますが、そのほかの教科につきましては、例えば3、4年でいいますと、今年度は3年生のこの教科のこの単元とこの単元プラス4年生のこの単元とこの単元というふうに、2学年を混ぜ合わせて、最終的に2年間で2学年分の指導をするという指導方法がAB年度方式というふうになっています。

今度、新たに発生するであろう複式学級については、実は、単式方式と複式、これが年度によって単式になったり、複式になったり、繰り返す学校が出てきます。この単式と複式を繰り返す学校につきましては、例えば3、4年でいいますと、新4年生は3年時に3年の単元を全て済ませておりますので、AB年度のように複数学年のものを混合して授業をするということができません。複式学級になるんですが、それぞれ学年別の指導をしないといけないということになりますので、その辺で授業のできる非常勤講師をそこに配置をして、授業のできる環境を整えようというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 土木費、住宅費で、参考資料の54ページの上段ですが、沢田の

中原団地の解体工事という新築工事があるんですけど、この中に七日市の新横立団地解体工事と設計業務が予定されておりますが、これは解体されて、その後の建て直しとかはどうなりますか。建てないということになれば、跡地利用とかになると思いますが、そのあたり、ちょっと計画をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきます。

現在、沢田団地を建築しております。31年度で一応沢田団地の計画は全て終了する、あと2棟4戸、それから1棟5戸の解体と集会所の解体、それをやりますと、31年度で沢田団地が終了することになります。

それで、32年度、新横立団地のほうの建てかえ等を計画しております、現在、その設計業務の委託といったものをするということで、新横立団地の解体、工事の設計業務を行うということになります。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 建てかえということで、それでは、戸数とか、その辺はもう、大体の計画はできていますか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 今、ちょっと持ち合わせておりませんが、新横立団地については解体と、面積の問題もあつたりします。それから、今、解体した戸数全て建てかえるというような状況ではなくて、空いた部屋等もありますんで、幾らかコンパクトといえますか、少なくして行く方向で建てかえをしております、ちょっと具体的な担当のほうでは一応計画をしておりますが、今ここに資料を持ち合わせておりませんので、この計画期間中に建てるかというのは、今お答えできないわけですが、一応、来年32年度以降に新横手団地の解体及び建てかえを行っていくということでもあります。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の沢田団地のあれに関連してお伺いしますが、沢田団地は31年度で終わるといふことになると、昨年、回答をいただいておりますごみステーションの建設とか、あそこのまわりの整備をするということも今年度で完了するということによろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきます。

この分についてです。現在、社交金において工事をしておりまして、議員がおっしゃられる役場のほうから向かって左手に政策空き家的な古い住宅があるそうですが、その部分について、

31年度の事業で解体して跡地の有効利用というのを計画していたところではありますが、計画区域外ということで交付金の対象にならなかったという部分がありまして、この解体及び跡地の有効利用等につきましては、今後、31年度で終了ということなので、今後、検討していきたいという考え方になっているところです。

31年度で全て解体して、逆にいいますと、解体してそこに有効利用の施設なり、利用していくということは今のところできない状況になっているということです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 社交金、国の交付金を使ってやるということがちょっとかなわないので、以前、一般質問にもありました先ほどの案件でございますが、いってみれば、今度は町の単費のほうで検討をさせていただきたいということでございますので、そのように御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 99ページで、学校給食費の詳細を伺いたいんですが、学校給食は今はもう町の持ち出しということでやっているんですが、その中で、現在、3つの調理場があるわけであろうと思いますが、その辺で人件費等、これは一般職のほうは事務職のほうでしょうが、あと、学校給食の総務費のほうで、今、嘱託職員が何人おって、また、正規の職員と臨時の職員がというので、大体調理場あたりのそういった詳細がわかりますか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 私の記憶の中でなんですが、まず、六日市共同調理場は正職員が2名、それから、嘱託職員が5名だったというふうに思っております。

それから、七日市の共同調理場が正職員が1名と嘱託が3名だったというふうに記憶しております。

それから、柿木共同調理場が正職員が2名、それから、嘱託職員が2名だったように記憶しております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 今の学校給食に関しての人件費の一般職というのは、正職員の人件費ということですか。あと、今度はあとの嘱託職員の数名ほどは、これが下の嘱託職員の金額ということで理解してよろしいですね。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼します。

学校給食費の001の人件費につきましては、正規職員の人件費です。002の中の嘱託職員についてが10名分の嘱託職員の人件費ということです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 77ページ、土地改良単独整備事業費005のところの測量設計委託料ですけれども、真田地区全体の測量設計ということでよろしいかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

ここに上がっております1,300万7,000円でございます。この内容につきましては、真田グラウンドの設計委託料ということでございます。

これは、なぜこちらのほうにということにもなろうかと思えますけれども、現在、真田地区では、県営の圃場整備が計画をされておまして、今現在、設計が行われているところでございます。そういったところの関係もございまして、建設水道課のほうで引き取ったほうが事業との兼ね合いがございますのでスムーズに設計ができるというふうに考えまして、こちらのほうで設計費を持っているということでございますので、説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） まだあるかと思いますが、ここで10分間休憩します。

午後1時56分休憩

.....

午後2時07分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの3番議員の質問の回答残りがあります。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。新宮住宅の現在の入居状況をまずお答えいたします。

この住宅につきましては、世帯用が4戸と単身用が4戸、合計8戸という住宅でございます。それで、今、世帯用4戸のうち1戸入居されています。それから、単身用4戸、これは全て4戸入居されております。したがって、世帯用が3戸、今あいているという状況となっております。

それから、先ほど私がお答えさせていただきました水道料の関係で、ちょっと補足をさせていただきます。水道料につきましては、空き室が出た場合には、これはどう言いましょうか、町から、いわば水道会計のほうに支払うということになってございますので、その部分を予算計上させていただいておるところです。

それから、もう一つ、修繕料のところ、10万円という、予算では5万円で、御質問では10万円というお話がありました。もしかしたら、指定管理の関係でお考えなのかなと思えますけれども、この住宅の予算に関しては、これは指定管理施設ではございませんので、そうしたものは無いということで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ありがとうございます。

今、妻帯者用で3戸あいているということお聞きしましたが、妻帯者用でなかなか空き部屋がないということよく聞くんですが、あそこの新宮公営住宅は、立地もええしなかなか評判がいいんですが、毎月毎月公募というんですか、はされておりますか。なかなかあいていないというように聞くんですけど、多分皆さんはもうあそこはあいていないというふうに思われていると思うんですけど、公募をかけられておりますか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今、公募は行っておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 広報の中に、どこどこ住宅が1戸とか2戸とかというのが毎月毎月載っておりますが、なぜこの新宮住宅だけは公募はしていないんでしょうか。これ、公営住宅なんで、毎月公募かけられていないんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 財産管理の分類というような話からちょっとお話をさせていただきますと、この新宮住宅につきましては、表現するならば、町が持っている単独住宅ということでございまして、いわゆる公営住宅という取り扱いとはまたそれは異なるものでございます。そういう関係で、今の、先ほどお答えしたような公募というふうな取扱いは行っていないということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 古い話で申しわけないんですが、これが消防官舎のときに、消防職員以外で町の職員も入っておられたので、私は前の町長のときだったんですけど、条例違反じゃないかということを一一般質問でもしましたが、前町長は、これは町の職員に採用になって松江のほうから3人か4人ぐらい来られるというんが決まっていて、なかなか町営住宅があいていないということで、その当時消防官舎があいとったので、優先とは言いませんが、そういうふうに町の職員を、独身者3名か4名を入れていたということがはっきりわかったんですけど、そのときに前町長は、この消防官舎を公用住宅ですか、いわゆる誰もが入れる住宅にするということで、条例もたしか改正をされました。したがって、あいておれば、今、当然、町民が誰もが入れられるような、妻帯者はたしか3万5,000円、非常に安くて、しかもまだ立地条件もよくていいということで非常に評判がいいので、ちょっと今の理由が納得できないんですが、3戸もあいておれば、当然、誰でも入れるような、条例を変えたので、公募をかけるべきだと思うんですけど、

何か考えによれば優先的に入れるようにとっておるというふうな理解もできるんですが、当然、公募というんですか、かけるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 平成28年の9月に、この新宮住宅施設条例を設置を、この条例を制定をさせていただいておるところでございます。ここで掲げられている、いわゆる入居資格というものでございますけれども、町営住宅等の入居資格がないものや、町営住宅等に空きがなく入居できない者、それから民間住宅に空きがなく入居できない者、それから、その他町長が特に入居を必要と認めた者という、こうした表現になっておるところです。

今、議員さんが御指摘いただいた部分と、現状の今のこの施設管理、施設の条例について、実際の今の管理の状況と、恐らく、今後やっぱり検討していく部分があるんだろうというふうには思っております。そうしたところから、例えば方法として広く公募をかけるというふうな方法に至りましたらそのようにさせていただきますし、少しこの取り扱いにつきましては、幾らかお時間をいただいて検討させていただければというふうには思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） もう一回だけ済いません。

今、引っ越しシーズン、採用とか、3月4月、シーズンがまいります、必ず町内で住宅がない、吉賀町に來たいんだけどないというのを毎年聞くんです。そういう状況でありながら、3万5,000円で妻帯者用が3つも出る。それを公募をかけないで置いとくという。これはどう考えても、私、町民の皆さんに言うたら、3万5,000円で妻帯者用の部屋があいとるんであれば、当然、入りたいと思いますので、今、時間をかけてというふうに課長言われましたが、ぜひこの4月の引っ越しシーズンが来ますので、早急に是正するところは是正して、公募をかけていただきたいと思います。もうこれ以上言いません。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、総務課長のほう答弁いたしました、非常に歯切れが悪いんですけど、以前から御指摘のこととございまして、一番いい方法は、吉賀町の町営住宅と同じ扱いにすればいいということなんです、それこそ消防の官舎として整備をしたということがあって、少し規格の問題であったりとか、あの中に、本当に小さい例ですが集会所があったりということ、使い勝手の問題も含めてなかなか今の現状で町営住宅ということにはならないところがあって、ちょっと時間がかかっていますが、いずれにしても、町営住宅と同じような扱いにということで、一つは町営住宅化にするとか、同じものに、そうしたことも、当然、検討していかなければならないと思います。それじゃこの3月4月に制度がガラッと変わってということは、ちょ

っとそれは不可能な部分もございりますが、また早急に、特に今管理しております総務課と、もう一つは税務住民課のほうと調整をさせていただいて、統一を図れるような形で検討させていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君）きのう、老人クラブの件についてちょっとお尋ねしました。

108ページのほうに、これは教育費でございりますが、子ども会と連合婦人会の補助金というものがございまして。連合婦人会が94万6,000円ということでございまして、きのうもお話したように、老人クラブもなかなかお年寄りの方は、私ももう入る自覚はあるかと思えますが、なかなか入れない、入れないでない、入らない。それから連合婦人会もかなりの地区が婦人会がなくなっておるといような状況下で、これも人数割りの補助金かどうかよくわかりませんが、今まで老人クラブにしても婦人会にしても大変地区で活躍していただいて、ボランティアにしても何にしても、活躍していただいておったところですが、今言いましたように婦人会もなかなか入り手がない。今現在、何とか婦人会の組織を持っている地区でも、いつ解散しようかといような状況下と聞いとるし、我が地区もそんな話がたびたび出ております。

そういった中で、なんとかこの婦人会の補助金というものを、94万6,000円、人数から言うたらこのぐらいのもんかもわかりませんが、これ以上衰退させないための施策として、なんとかこの婦人会の補助金というものを、請求出てからこれだけのもんかもわかりませんが、もう少し補助金をつけて、もうちょっと頑張ってやってくれといようなことを教育委員会のほうもやっていただきたいと思います。この辺の94万6,000円の、できればどういふうな内容が、請求が出てきたのか、それとも去年と横並びであるから予算をつけるといような状況なのか、お聞かせいただけたらと思えます。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 婦人会についての御質問ですけれども、今おっしゃられたとおりでございまして、吉賀町連合婦人会ということで、たしか公民館単位に婦人会があつて、その連合組織として町全体の婦人会があつて、そこに補助金を出させていただいておるといことなんです。

94万6,000円予算を上げさせていただいておりますけれども、これ去年もそうですし、このところ補助金額は変わっていないという中で、ちょっと今、データが平成20年からしかないんですけども、平成20年で501名の会員がおられたようございまして。今が平成30年で205名ということでありまして、半分以下ということになっています。状況としては、平成24年に七日市がどうも解散をされたと、それから、平成30年には朝倉地区の婦人会も解散されたといことございまして、そういった会員数になっておると。ちょっと七日市とか朝倉が解散されたといところ、活動的にどうなのかなといので、去年だったか一昨年だったか、毎

年同じような補助金でいいのかなというちょっと疑問もありまして、婦人会のほうと御相談もさせていただいたんですけども、やっぱり人数がへりゃ補助金もいらんのじゃないかということにもなかなかありませんで、いろんな事業をやっていただいておりますし、教育委員会のほうからいろんな、例えば夢・花マラソンだとか駅伝とか、そういったところでもいろんなお手伝いをいただいております。活動もまだいろいろとやられておまして、逆に会員数が減ったら経費的にやっぱり苦しいところもあると思われまますので、なかなかそれを減額というわけにもいきませんし、とって、それをふやすというほど、また、町の財政も厳しいですんで、現状維持というところで御理解をいただいておりますという状況でございます。

それで、去年の実績報告書等を見ますと、いろいろ研修会とか学習会、それから夢・花マラソン、婦人会の運動会、そんなこともやられておまして、広報誌の活動であったり水質浄化の活動であったり、そういったところ事業実績として上げられてきております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、教育長言われたように、実際半分になっておるといようなことではございますが、そうはいいながら、大変実績のある団体でもありますので、ぜひとも教育委員会のほうも本腰入れながら、この団体を再構築というか、そのような指導もやはりしていただいて、若い方の加入も、なぜこんなに減るかというところの原因究明をしないとなかなか、あすこもやめたけんわしらもやめようという状況になつとるんだらうと思っておりますが、その辺のことを少し指導しながら、なんとかふやすような方向に持って行っていただきたいと思っておりますので、その辺はぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 連合婦人会ということで、婦人会のほうが主体的にそういう会員を募っていくような行動をやっぱりとっていただかなければいけないのかなとも思います。ただ、教育委員会もいろんなつながりがございまして、その辺のところはいろいろ御相談しながら、サポートできるところはしていきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの3番議員の質問を蒸し返すようで悪いんですけど、現在入っておられる方が何人かおるといふの、公募をかけてないのに入っておられるといふのは、どういうルートで入っておられるのかということと、それとあと、先ほどの77ページの質問なんですけど、土地改良単独事業で測量設計委託料とあと建設工事費とかあつて、その中で、全協の説明等でありましたけど、教育委員会が土地取得で反当たり130万円近いお金で購入するとい

う、そういった流れがあったんですけど、それは建設課に移るのか、それとも教育委員会でそれはそれでやるのかということ、その2点をちょっと確認します。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 真田グラウンドの件でございますけども、これにつきましては、先般の全協の中で用地を取得するというお話をさせていただきました。

それで、真田グラウンドに関することにつきましては、教育委員会のほうで実施をいたします。この測量設計委託料の中身が、真田の今の水路の関係とかも一緒に入っていて、同時に業務を発注してやる方がいいというところで、今回、建設水道課のほうに予算をつけていただいて、中身は建設水道課と教育委員会で協同してそんな協議とかそういうのは進めていきたいというふうに思っています。

それと、建設工事費でございますけども、これにつきましては、この前の全協でも申し上げましたが、用地が確定したら、早めにいろんな残土をいただいてやりたいと、埋め立てをしていきたいというところでございまして、それにかかわる周辺とか進入路とか、そういったところで若干の工事費が必要になるかなというふうに思っていて、その辺のところでは概算で入れさせていただいています。

それから、用地の取得費につきましては、土地開発基金ですか、そちらのほうでやるということで、今回予算にも上げておりませんが、その辺の中身につきましては、この前全協のほうでお話をさせていただきました。その後、ちょっといろいろそのときの御意見の中で、やはりあの評価額からすると、かなり通常の一般的な売買価格とか換地の評価の基準額とか、そういったものと比較するとかなりの高額ですんで、そういう御意見もいただいておりますんで、今、ちょっと検討をしておりますし、当然、地元の方ともお話をしていかなければならないと思っておりますんで、また、実際、方向性が出ましたら、議会のほうへ相談をさせていただいて、それから用地の取得の契約をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） もう一つの御質問であります新宮住宅の件でございます。

それぞれの御事情について、ちょっと今把握はしてはおりませんが、先ほど私のほうから申し上げました入居資格にのっとって入られた方々、それから、この条例が、今、施設条例を設けておりますけれども、それ以前から入られておられる方々がおられるということです。いずれにいたしましても、緊急的に住居が必要というようなところから御相談を受けて、今入居されているという状況と受けとめておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 前任でしたので、ちょっと補足させていただきたいと思いますが、条例自体は平成28年にできたものですが、それ以前に、本当に何もなくて、それで3番議員からも御指摘を受けて条例も整備したところですが、ですので、たまたまあいておった、それに住宅を探しておられたということで入られたというのが実態だったんですけど、それではまずいだろうということで、御指摘も受けて条例も整備したということでございます。

あきが出たのはつい最近、30年度だったと思いますけど、たしか。ですので、その後の公募とかまだやっていないんですけども、先ほどから御指摘いただいておりますように、今度入れるに当たってはそういった、あいているからはいじゃ誰にとということにはならないと思いますので、その辺の手続についてはまた検討させていただいて、また公募なり何なりしかるべき措置をとらせていただいたらと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 入るまでの経緯がちょっとようわからんです。全部3番議員さん言われた、役場の職員さんが入っておられると、そういう理解でいいんですかいね。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 役場の職員でちょうど町外から入った方がおられまして、それでちょうど住宅を探しとったらあそこあいとったということでそこ入られたんですけども、それはあくまで3人でして、あとは病院の方と学校の先生、そういった方が今入っておられます。ですので、またこれそのままということにはなりませんので、先ほど言ったように、今度、ちゃんとしたしかるべき公募なり何なりそういった措置をしながら、入居に当たってはそういう措置をとりながら、新しい空き部屋についてはそういう形で今度は入居のほうさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 個別の項目ではありませんが、この予算書並びに資料の作成に当たって、この2年かけて出力する内容が変わってきております。以前は、事業ごと、また施設ごとというような形での金額等も示されておりました。

今、ずっと見ている予算書に直接ついていないものでない形でもいいんですけども、もう少し配慮していただきたい。といいますのは、吉賀町議会基本条例というものがございます。これの7条に、議会は予算及び決算の審査に当たっては、前条の規定に準じ、わかりやすい施設別または事業別の説明及び評価を町長に求めるものとするというふうなうたっているわけですが、一つ一つ議会のほうから聞けばいいということもありますけども、こういう内容に配慮して資料等作成をするということについて、どのように考えるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

ちょうど財務会計のシステムの改修の時期に合わせて、ちょっと現行のような形になったんですけども、議員がおっしゃいますように、事業ごと002とか003とかいうのがありますが、もうちょっと以前は細かくなっていたんですが、それも最近はちょっと複数を今度一つにまとめたりとかそういった形になっていますし、節の説明、事業費の中でも消耗品の中でもうちょっと細かかったり、あるいは委託料なんかでも、今は業務委託料というような形でちょっとまとめたような形になっていますので、わかりにくい部分もあろうかと思いますが、詳細説明のときに総務課長も幾つか説明しておりますけども、なかなかそれだけで御理解いただけるとは思っておりませんが、そういった意味で、説明資料のほうも作成をさせていただいておるところでございます。

これで全て解決するとは思っておりませんので、できるだけ説明資料もわかりやすいように細かくしていきたいと思っておりますし、後のほうについておる図面についても、非常に字が小さくて私も改めて見ておると、何が書いてあるのかわからないような部分もたくさんありますので、そういったところの配慮はぜひ、今年はちょっと無理ですけども、来年以降のところ、あるいは今年の補正予算もありますけども、そういったところでできるだけわかりやすいような記述のほうを、予算書の説明はなかなか難しいところありますので、参考資料とかそういったところできただけわかりやすいような形をとらせていただくようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私も防災無線の件なんですけど、昨年の2月に整備方針の案というのが示されて、私も無線になるのかなと思っていたんですが、以前より全協でもやはり無線のほうが、警察無線や消防無線というんだから無線がいいと考えを公表しているんですが、どうしても今の新しい方式のほうがいいと、きょうの回答をきいてもそう思うんですが、本当に携帯で大丈夫なんでしょうか。先ほどもあったと思うんですが、停電というのは発信元と、今度受けるほうも皆携帯とか、スマホの電源がなかったら充電もできませんし、そういうことを考えたときに、各集会所にほいじゃあ発電機とか、それに対するその辺の燃料とか、いろんな拡大解釈していけばそうなると思うんですが、五十何カ所の集会所に発電機を置いてというようなことも想定されると思うんですが、その辺までちゃんと踏まえてこういうのを採用というのになつたのかと。

まずそれと、もう一つ、参考資料の50ページの都市交流推進事業で、昨年30年度より300万円ぐらい減っているんですが、どうして事業も、何か事業がカタログとか何か落ちたかなとは思いますが、交流促進事業補助金、これずっと400万円つけられとるんですが、こ

れの実績といいますか、これを使われた方がもう一度リピーターとして帰って、ここへまた来られているとか、そういうところの調査もされているのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず1点目の防災無線についてでございます。

これまでも御説明を申し上げているとおり、いろいろとリスクといいますか、そうしたものがあるといことは承知をしております。それを補うというか、いろいろな方策を並列させてそれを補うような持っていく方、これが一つ私どもの考え方でございます。

今おっしゃられた、例えば、各地区集会所とか、そうしたところがどうなのかというような話がございます。想定できるのは、これまで説明では、お体の不自由な方であったり携帯をお持ちでない方にタブレットを貸与するというふうなお話もさせていただきましたけれども、加えて、そうした公共の主要な施設等にそのタブレットを配付するというのも一つの方法としてはあるんだろうというふうには思っております。

これも方策の一つでございます、こうしたものをいろいろと組み合わせて、情報の伝達、あるいは災害対応、そうしたものを確保していきたいと、こういう考え方であります。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 都市交流推進事業費ということでお答えさせていただきます。

まず1点目、減額になっている大きな要因ということで、これは昨年度、パンフレット等をつくる印刷製本費を上げております。それが約140万円おちているのと、それ以降、ちょっと財政上の理由等によりいろいろなところを減額をしているということも1点でございます。

それと、先ほどスポーツ文化交流促進事業補助金のことについて問い合わせがありました。ちょっと今、手元に件数がないので申しわけないんですが、基本的には、いわゆる旅行会社、エージェントの方が中に入って対応していただいております。ある北九州方面から関西方面まで、やはり大学のサークルのみではないですが、そういう団体が結構利用していただいております、同じ大学がリピーターで来られるということも多いように、今判断しております。

もちろん町内の宿泊施設、泊まられるということで、非常に経済効果はあるものと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 反対の討論をいたします。

まず初めに、本来なら職員の皆さんが本当に汗を流してつくられた予算ですので、修正案を出すべきところではありますが、何分にも先般の防災無線の説明を聞いたすぐのことですので、口頭で意見を述べさせていただきたいと思います。その失礼を重々認識をしているつもりですので、お許しをいただきたいと、このように考えております。

まず、最初に、本一般会計によりまして、朝倉公民館、あるいは吉賀中の改修、未来につながる予算も多々ありました。しかしながら、今町内の情勢を振り返ってみますと、先般も六日市学園の32年度からの募集の中止、それに伴いまして六日市病院の2名の医師が引き上げをするというような決定がなされました。まさに住民の命に直結する病院、介護の灯が吉賀町から消えようとしています。

病院がないということは、診療所、3つある診療所もいずれ負担が重くのしかかってきて、この町の医療の危機が迫っているということを表しております。

また、広島に出しているアンテナショップ、本当予算的にはわずかな家賃であります。生産者の方、消費者の方、また町の貴重な情報発信基地としての場所が今まさに、これも消えようとしております。

防災無線はもとより、住民の命を守る施設であります。重要であることは重々承知をしているつもりであります。しかし、多額の投資をする観点から、信頼性、ランニングコスト、ただいまも同僚議員から独居、お年寄りの見守りのシステムなどの提案がありましたけど、これもただでできるわけではありませんで、こういうシステムをまた請け負った会社に依頼するわけでありまして、当然経費がかかってくるわけであります。

私は、防災無線が必要ないと言っているのではありません。町の今の財政、また現状を鑑みて、財政負担の少ない、そして信頼性が持てるシステムを構築すべきだと考えております。

一度決めたからそこに突っ走るのではなくて、一度立ちどまって、本当に町民の役に立つシステムを構築すべきであると考えております。

したがいまして、本予算2億2,000万円の防災施設の整備案には反対して、一般会計の予算にも反対するわけであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は、31年度の、昨年度より11.8%の増の予算の71億円の中身について、ちょっと不満がございますので、申し上げたいと思いますが、先ほども10番議員が述べましたように、町民の本当防災の面で、生命、命を守るという防災無線の事業が決し

て私も悪いというふうには思っておりません。ただ、先ほども課長が説明がありましたように、34年の11月30日までに事業を完了すればという、今から、今ことしが31年ですから、3年余りありますが、今年度にする必要があるのかなという懸念をしております。現実、多額な予算を投じて、今早々にという気もします。

それと、やはり、私が申し上げたいのは、どこまでも本当に町民の安心安全をいうのであれば、町長立派な第3次吉賀町地域医療計画というもので、住民の安心して生涯住み続ける、慣れた地域で暮らせるまちづくりをするということを第3次計画をつくっておられますように、昨年11月26日に六日市病院、六日市学園、重富亮氏より連名で要請書ですか、出されましたけれども、その中で、議会にも付託を受けましたけれども、本日、後に報告をすることになっておりますけれども、そうは言いますが、やはり6,300人の町民の本当に生命、財産といえますか、全てを守るという観点におきましては、やはりトップが出すべき結論というものがあると思うんですが、それは町長に課せられた責務であろうと思いますし、そのことが十分町長も理解はして思っておられるとは思いますが、2月2日に学園のほうにこうこうですというような回答をしたということで新聞紙上をにぎわすような結果になったわけなんですけど、病院がなくなれば住民は安心して住むことはできませんし、財政の厳しい中ではありますが、中であって預金を、まちづくり基金、その他をつくって今回の予算の71億円の中でも相当数のまちづくりであるとか財政調整基金等々を崩して積み上げた71億円の予算ではありますけれども、やはり住民の納得いくようなやりくりをして、安心と安全を最優先して事業をしていくことをすべきだと思いますし、予算の構成といえますか、その辺の再考を私は考えてほしいなということを申し上げまして、今年度の当初予算は、全てではございませんが、一部について私は反対でございますので、意見を述べさせてもらいました。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 通常であれば反対討論に立つようなことが多いんですが、今回については賛成討論を行います。と言いますのは、今、反対討論で述べられましたように、医療体制の問題、非常に深刻な問題となっております。六日市学園への支援について、もっとしっかりとしたものという討論でなかったかと存じますが、しかしながら、学園側から本当にどれだけのものが要るかという具体的なものもなく、なおかつ学園側との総務常任委員会でのお話を伺った中では、授業料を満額いただいても経営のできないままの体質でやってきた、そのことに対しては、やはり町としてもそこまで本当に見なければいけないかどうかという判断もなければ、逆に住民に対しての説明ができないものであるというふうに、私は考えます。

しかも、11月に要請されました段階で、あえて吉賀町からの独自の助成ということをやらないことなく、国県というところの助成の中からというような言い回しで、あえて答えにくいものを

要求されたと、私は理解をしております。

そして、もう一点、今の防災無線の関係であります、概算事業費につきましては、1月31日の全員協議会で示されたもの、同報系が5億8,000万円、携帯通信網方式が4億4,000万円という概算の事業費として出されております。

単に金額だけで比較するというわけではありません。今、これまでも議論もありましたけれども、携帯通信の分野というのは技術進歩、大変進んでおりますし、電源が24時間しか持たないというお話もございましたが、まず初動のところでどうするかということが第一でありまして、24時間までの中できちんと要援護者を助ける仕組みづくりをする、そういうことこそ重要であるというふうに考えます。

それと、先ほど、質疑の中で学校の部分で複式学級に対する職員の、教員の配置についても御説明がありました。やはり、行き届いた学びを保障しようという形で今回、こういう形でつけられたということに対して、私は非常に感激をいたしました。

個々の部分では意見がある面もございますが、しっかりとこの一般会計予算を実行すべくやるべきであるというふうに捉えて、賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第21、議案第31号平成31年度吉賀町一般会計予算を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第1号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第22、発議第1号核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）を議題とします。

本案についての質疑は保留してありますので、これを許します。提出者に対しての質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑を終わり、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第22、発議第1号核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第23. 発議第2号

○議長（安永 友行君） 日程第23、発議第2号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、提出者に対してこれを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第23、発議第2号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第24. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第24、発議第3号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。提出者に対しての質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと提出理由を、ちょっとようわからんのですが、この議員の報酬、よしあしはみんなで考えるべきと私は思うんですね。みんなちゅうか、議員で。そ

んで、その中で、町民自体が、議員の報酬が高いとほとんどの方が言われれば、当然そういう見合った仕事をしないと思うので、下げるのが当然かと思えますけど、ただ、そういうことがまだはっきりつかんでいない中で下げるべきだという、その下げる根拠という理由もまたよくわからず、ただ、議員同士で、全員協議会か何ちゅうか、議員同士で話し合せて、どうするかちゅうことをもうちょっと煮詰めてからすべきであるので、その辺をちょっと質問します。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 最初のときに御説明をさせていただいたことの繰り返しになりますが、みんなで考えるべきという、私もそう思います。ただ、今、議員報酬等につきましては、議会の活性化特別委員会のほうでそういうこともやる予定にもなっておりますので、そちらに譲りたいということがあります。ただ、その前に、議会が町長等の報酬の分で、期末手当0.05カ月上げる分を否決をしました。あれをそのままであれば、議会議員と議長の期末手当の割合というのは同じになるということで考えていたんですけども、そうならなかったもので、今までは、今もそうですけど、同じに割合にするというのが、他の多くの市町村が同じ割合にもしておりますし、そのようにするのが妥当であるというふうに考え、0.05カ月の引き下げをするということを提案したものです。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、発議第3号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第25. 要望第2号

○議長（安永 友行君） 日程第25、要望第2号六日市医療技術専門学校の存続に向けてのお願い（要請書）を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。3番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 桜下でございます。お手元に配付いたしました報告書を読み上げまして、報告にかえさせていただきます。

吉賀町議会議長、安永友行様。総務常任委員会委員長、桜下善博。

要望審査報告書。本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

1、受理番号第204号、要望第2号。件名、六日市医療技術専門学校の存続に向けてのお願い（要請書）。

審査年月日、平成30年12月12日。平成31年1月23日、平成31年3月11日。審査結果、全員賛成で採択と決しました。

意見としまして、1、当学校は六日市病院の医療従事者確保のため必要であり、町として存続に向け積極的な取り組みが必要である。

2、学校側に要請している改善計画等を十分検証の上、今後の町財政の状況を考慮し、財政支援をされたい。

3、外国人留学生受け入れの支援については、学校側の具体的な計画を受けて、早急な対応をされたい。

4、要請者に対し、住民と医療関係者の願いである医師確保に向け、重ねて協力を依頼されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第25、要望第2号六日市医療技術専門学校の存続に向けてのお願い（要請書）を採決します。この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は採択されました。

日程第26. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第26、閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済常任委員長及び広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいてお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

ここで、岩本町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、今議会におきましても議案の訂正等があったわけございまして、議員の皆さんに多大な御迷惑をおかけすることとなりました。改めて深くおわび申し上げますとともに、より一層のチェック体制の強化に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

また、今回執行部のほうから提案をさせていただきました全ての議案につきまして、可決の議決をいただいたところであります。厚くお礼申し上げたいと思います。

また、この議案審議の中では、本当に多くの議員の方からたくさんの御意見を頂戴いたしました。今後の事務執行において、全て反映をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、昨日名誉町民で元柿木村長の河野鶴雄様が御逝去されました。このことについて、少し触れさせていただきたいと思います。

河野様は、皆さん御承知のとおり、柿木村役場の行政職員を経まして、教育長、助役を歴任をし、その後4期16年にわたって村長として職務に精励されました。御本人の御功績の御紹介につきましては、あえて申し上げませんが、住民の皆さんの福祉増進に大いに寄与されたところがございます。

故人のこれまでの地方自治に対する御功績に対し、心より感謝を申し上げますとともに、衷心よりご冥福をお祈りする次第でございます。

河野様のまちづくりに対する高い志を胸に刻みまして、今後とも心して町政執行に当たる決意を強くしたところでございます。

なお、通夜式及び告別式は本日とあす、御当家の主権により吉賀町斎場にて執り行われます。吉賀町といたしましては、名誉町民でございますので、当然双方の式に参列をさせていただきますが、後刻、日を改めまして吉賀町の主権によります「お別れの会」を開催をさせていただきたい旨を、昨日弔問の際に、きのうは会議が終わりまして、私と副町長、教育長、三役で弔問に寄らせていただきました。その際に、喪主様を初め御親族の皆様はその旨をお伝えしたところでございます。

先方様より御快諾がいただけましたら、早速その開催に向けた準備をしまいたいと思っております。このお別れの会の開催日につきましては、当然、先方様の御意向を最優先に調整をしまいたいと思っております。

したがいまして、準備の都合上、これにかかる経費につきましては、場合によってはやむなく専決処分での対応になるということを御了承いただきたいと思っております。

改めまして、吉賀町民を代表しまして、故人に対し慎んで哀悼の意を表したいと思っております。

以上、今定例会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。平成31年第1回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後3時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員